

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備 に関する被規制者からの公開の意見聴取（第3回及び第4回）の実施について

令和2年11月18日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯

令和元年9月18日第30回原子力規制委員会において、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI法」という。）に基づく規制に係る審査ガイド等の整備について、構成する項目ごとに案を作成し、順次、原子力規制委員会に説明、了承を得た上で、被規制者に提示して公開の意見聴取を行い、原子力規制庁としての案を策定することとされた。これを受け、令和元年12月20日（第1回）及び令和2年7月7日（第2回）に公開の意見聴取を実施してきた（第2回の意見聴取の概要は参考のとおり。）。

2. 第3回（次回）の公開意見聴取について

第3回（次回）の公開意見聴取に供する審査ガイド等の案として、下記（1）のとおり資料3—2～資料3—4を作成したので、この案をRI法の被規制者に提示し、意見聴取することとした。

（1）公開意見聴取（第3回）に供する審査ガイド等の案

- ① 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド案（第2章「使用施設の基準」第1節、第2節及び第4節から第11節）資料3—2
- ② 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案資料3—3
- ③ 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド案資料3—4
 - イ 第4章 第2節「測定」
 - ロ 第4章 第7節「危険時の措置（応急の措置）の実施等関係」
 - ハ 第4章 第8節「業務の改善その他の必要な措置を講じる責務」
 - 二 第5章「廃止等に伴う義務」

（2）公開意見聴取（第3回）の実施時期及び実施方法

関係者と日程調整の上、12月を目途に実施する。実施方法については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、公開性を確保した方法で実施することとする。

（3）意見聴取の相手方として打診予定の団体等（順不同）

（公社）日本アイソトープ協会・放射線安全取扱部会、大学等放射線施設協議会、（一社）日本放射線安全管理学会、（公社）日本医師会、四病院団体協議会¹、（公社）日本放射線技術学会、（一社）日本非破壊検査工業会、日本放射性医薬品協会、放射線照射工業連絡協議会、（国研）日本原子力研究開発機構、（国研）量子科学技術研究開発機構、個人線

¹ 一般社団法人日本病院会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人全日本病院協会

量測定機関協議会、(一社)日本電気計測器工業会

(注) 次回（第3回）意見聴取においては、測定に係る事項を資料3—3及び資料3—4第4章第2節に記載しているため、従前の意見聴取において打診した団体等に個人線量測定機関協議会及び(一社)日本電気計測器工業会を加えている。

3. 第4回（最終回）の意見聴取について

意見聴取については、次々回（第4回）を最終回とすることを予定している。第4回意見聴取に供することを予定している審査ガイド等の項目は下記のとおり。

- 審査ガイド案：第3章「貯蔵施設の基準」及び第4章「廃棄施設の基準」の残り部分並びに第5章「その他」
- 検査ガイド案：第2章「施設基準維持義務等遵守状況関係」及び第3章「行為基準等遵守状況関係」

(注) 具体的には、資料3—2及び資料3—4の目次に記載されたもののうち、実線及び点線で囲んだ部分以外の事項について案を作成し、第4回意見聴取に供する予定である。

令和2年5月28日第7回原子力規制委員会において、別紙のとおり、原子力規制委員会への諮り方等について検討するよう指示があったところ、上記の項目については、法令改正等に伴う新規性のある内容を含むものではないことから、第4回意見聴取は、下記のように進めるこことしたい。

- ① 原子力規制庁において、第4回意見聴取に供する審査ガイド等の原案を作成した後、各委員に個別に説明し、意見を聴く。
- ② 各委員からの意見及びそれを踏まえて修正を加えた審査ガイド等の案を、原子力規制委員会ウェブサイトの「放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取」のページに掲載する。
- ③ 今年度中に、2. (2) 及び (3) の例により、第4回意見聴取を開催する。

なお、第4回意見聴取の後は、4回分の意見聴取の内容を踏まえ、原子力規制庁において全体をとりまとめた審査ガイド、検査ガイド及び放射線障害予防規程ガイドの案を作成の上、原子力規制委員会に諮り、了承を得た後に、パブリック・コメントに付す予定。

**使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び
設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第3回）用資料案】**

目次

第1章 総則
第1節 目的
第2節 適用範囲
第3節 関係法規等
第4節 用語の定義

第2章 使用施設の基準（法第6条第1号、規則第14条の7）

第1節 使用施設の位置
第2節 使用施設の構造
第3節 使用施設の遮蔽
第4節 作業室
第5節 汚染検査室
第6節 自動表示装置
第7節 インターロック
第8節 放射化物保管設備
第9節 管理区域
第10節 標識
第11節 基準適用の例外

第3章 貯蔵施設の基準（法第6条第2号、規則第14条の9）

第1節 貯蔵施設の位置
第2節 貯蔵室又は貯蔵箱
第3節 貯蔵施設の遮蔽
第4節 貯蔵容器
第5節 貯蔵施設の閉鎖設備等
第6節 管理区域
第7節 標識

第4章 廃棄施設の基準（法第6条第3号、規則第14条の11）

第1節 廃棄施設の位置

第2節 廃棄施設の構造

第3節 廃棄施設の遮蔽

第4節 排気設備

第5節 排水設備

第6節 焼却炉

第7節 固型化処理設備

第8節 保管廃棄設備

第9節 管理区域

第10節 標識

第5章 その他（法第6条第4号）

第1節 管理区域に係る線量（規則第1条第1号）

第6章 参考資料

※ 破線枠内の項目については、公開の意見聴取（第1回及び第2回）において
被規制者からの意見を聴取した事項

第2章 使用施設の基準（法第6条第1号、規則第14条の7）

本章は、法第6条第1号の規定に基づき、規則第14条の7に規定する使用施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準（以下「使用施設の基準」という。）に係る規則の要求事項及び審査における確認の視点を取りまとめたものである。

第1節 使用施設の位置（規則第14条の7第1項第1号）

【規制における要求事項】

規則は、使用施設について地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けることを要求している。これは、地崩れ又は浸水により使用施設が損壊し、放射性同位元素等の外部への漏えい及び散逸を防止することを求めるものである。

「地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所」とは、その地理的環境から、使用施設の放射性同位元素等を外部に漏えい又は散逸させ得る影響をもたらす地崩れ又は浸水の発生が相当程度見込まれる場所ではないものをいう。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの使用施設の位置、構造及び設備に係る「位置」の記載事項及び同条第2項第3号から第5号までに規定する書面により、規則第14条の7第1項第1号の基準に適合していることを下記1.から3.までに示す視点を踏まえ、確認する。なお、複数の使用施設が設置される場合にあって、その設置場所が異なるときは、それらの使用施設ごとに確認を行う。

1. 使用施設の位置

使用施設の周囲の状況が具体的に示されていること。

2. 地崩れ

使用施設の設置場所について、急な斜面、地形の変化が著しい地点又は地盤に影響を及ぼす人の活動の有無等の地理的環境が具体的に示されていること。

3. 浸水

使用施設の設置場所について、その周辺における水路、河川、湿地・湖沼、海岸等の存在の有無及びそれらに対する治水・排水対策の実施状況や、使用施設との高低差等の地理的環境が具体的に示されていること。

第2節 使用施設の構造（規則第14条の7第1項第2号）

【規制における要求事項】

規則は、使用施設が建築物又は居室である場合、その主要構造部等は耐火構造と

し又は不燃材料で造ることを要求している。これは、使用施設又はその周辺で火災が発生した場合、その火災による使用施設への影響を最小限のものとすることを求めるものである。ただし、規則第14条の7第4項及び数量告示第13条の規定により、下限数量に千を乗じた数量以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合には、本号の規定は適用しない。

なお、「建築物」、「居室」、「主要構造部」、「耐火構造」及び「不燃材料」とは、いずれも建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定するところのものであり、以下に示すとおりである。

1. 建築物

- (1) 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号において、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。」と規定している。
- (2) 例えば建築物の全体が使用施設として用いられる場合には、申請上の当該使用施設の形態に係る区分は、「建築物」に分類される。

2. 居室

- (1) 「居室」とは、建築基準法第2条第4号において、「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。」と規定している。
- (2) 例えば建築物のうち、一部の何室かが使用施設として用いられる場合には、申請上の当該使用施設の形態に係る区分は、「居室」に分類される。

3. 主要構造部等

「主要構造部」とは、建築基準法第2条第5号において、「壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。」と規定している。また、「主要構造部等」とは、規則第14条の7第1項第2号において、「主要構造部並びに当該施設を区画する壁及び柱をいう。」と定義している。

4. 耐火構造

「耐火構造」とは、建築基準法第2条第7号において、「壁、柱、床その他の

建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。」と規定している。

5. 不燃材料

「不燃材料」とは、建築基準法第2条第9号において、「建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。」と規定している。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又はハの使用施設の位置、構造及び設備に係る「形態」及び「主要構造部等」の記載事項並びに同条第2項第3号から第5号までに規定する書面により、規則第14条の7第1項第2号の基準に適合していることを下記1. から3. までに示す視点を踏まえ、確認する。なお、使用施設が複数設置される場合には、すべての使用施設について確認を行う。ただし、下限数量に千を乗じた数量以下の密封された放射性同位元素の使用をする場合には、当該使用施設は本号の規定に基づく確認の対象外である。

1. 使用施設の形態

使用施設の形態が、様式に示す「建築物」、「居室」又は「その他」の区分に従って分類して示されていること。なお、形態の区分が「その他」である場合、様式に示すかっこ書内に当該使用施設の実態に即した具体的な形態等が示されていること。

2. 主要構造部等の構造の耐火性

使用施設の主要構造部等の構造の耐火性が、様式に示す「耐火構造」又は「不燃材料で造られたもの」の区分に従って分類して示されていること。

3. 主要構造部等の材料

1. において確認した使用施設の形態の区分に従って、使用施設の主要構造部等の材料がそれぞれ以下のとおり示されていること。また、材料に係る耐火構造又は耐火性について、申請書における主要構造部等に係る「材料」の記載か

ら判断できる場合を除き、その構造、仕様、設置方法・施工場所、機能等に係る図面又は説明書が添付され、必要な説明等が示されていること。

(1) 建築物

使用施設に係る建築物が欠落なく、かつ、その名称、位置、構造等が正確に記載され、示されていること。

建築物ごとに、その壁、柱、床、はり、屋根及び階段の材料がそれぞれ記載され、その主要構造部等について耐火構造又は不燃材料で造られていることが示されていること。

(2) 居室

使用施設に係る居室が欠落なく、かつ、その名称、位置、構造等が正確に記載され、示されていること。

居室ごとに壁、柱、床、天井及び階段の材料がそれぞれ記載され、その主要構造部等について耐火構造又は不燃材料で造られていることが示されていること。

(3) その他

使用施設の形態として「その他」に区分したものが欠落なく、かつ、それらの名称が正しく記載され、示されていること。

建築物又は居室に類似するものについては、「建築物」又は「居室」の関連する事項欄にその材料がそれぞれ記載され、示されていること。

第3節 遮蔽（別途）

第4節 作業室（規則第14条の7第1項第4号）

【規制における要求事項】

規則は、密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、作業室を設けることを要求している。これは、法第15条第1項の規定に基づき規則第15条第1項に規定する使用に係る技術上の基準（以下「使用の基準」という。）において、同項第1号の2として、密封されていない放射性同位元素の使用は、作業室において行うことを定めており、これに対応するための作業室を設けることを求めるものである。

この作業室は、以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 作業室の構造

作業室内で放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

「汚染されるおそれのある部分」とは、作業室内における作業台等の設備の設置状況、放射性同位元素の取扱方法、放射線業務従事者の動線等から判断され

るものである。「突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造」とは、汚染されるおそれのある部分の面積を最小化するとともに、汚染が生じた場合にあっても、その除去が困難なものとならない構造であり、「突起物、くぼみ」とは、作業室内の床、壁、天井又は室内に設置された設備等の外面のうち、平面でない部分のほか、室内に設置又は室内を貫通する電線、ダクト及び配管、出窓、つり下げ式の照明器具等が該当する。

2. 作業室の表面材料等

作業室内で放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。

「浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる」とは、汚染が生じた場合にあっても、その除去が困難なものとならず、かつ、取り扱う放射性同位元素による腐食によって施設の健全性を損なうことがない材料で仕上げることである。

3. 作業室のフード、グローブボックス等の排気設備への連結

作業室内に設置するフード、グローブボックス等は、排気設備に連結すること。
「排気設備に連結」とは、単にフード、グローブボックス等を排気設備に接続するだけではなく、フード、グローブボックス等の排気は、作業室内ではなく、排気設備に直接導いて処理することを求めるものである。なお、フード、グローブボックス等は、放射性同位元素を設備内の限定された区画において安全に取り扱うためのものであり、当該設備からの排気は、作業室に導かれることがないよう、作業室内に対しても負圧で排気設備に導くことが求められる。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの使用施設の位置、構造及び設備に係る「作業室」の記載事項並びに同条第2項第3号から第6号までと第7号及び第8号に規定する書面により、規則第14条の7第1項第4号の基準に適合していることを下記1. から3. までに示す視点を踏まえ、確認する。なお、作業室が複数設置される場合には、すべての作業室について確認を行うとともに、密封されていない放射性同位元素に係る「使用の場所」の記載との対応についても併せて確認を行う。

1. 作業室の構造

(1) 突起物、くぼみ

申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状

況に照らし、作業室の構造として不必要的突起物及びくぼみが設けられていないことが示されていること。

(2) すきま

仕上材の目地等のすきまの有無及びその処理状況が示されていること。

2. 作業室の表面材料等

- (1) 作業室ごとに、その床、腰壁、壁、天井、流し及びその他の表面材料がそれぞれ記載され、それらの表面は平滑であり、申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用的目的、方法等の取扱状況に照らし、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料により仕上げられていることが示されていること。また、表面材料等に係る効果又は性能等について、申請書における作業室に係る「表面材料等」の記載から判断できる場合を除き、その仕様、施工方法・場所、性能等に係る図面又は説明書が添付され、必要な説明等が示されていること。
- (2) 作業室ごとに、床面積及び室の容積が正しく記載され、示されていること。
- (3) 作業室内に流し又は排水口を設ける場合には、その排水は排水設備に導かれ、適切に処理されることが示されていること。

3. 作業室のフード、グローブボックス等の排気設備への連結

- (1) 作業室内に設置するフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止する装置は、そのすべてについて欠落なく記載され、個数、設置場所、排気設備との連結状況が示されていること。また、フード、グローブボックス等からの排気は排気設備に導かれ、適切に処理されることが示されていること。
- (2) 作業室内に設ける排気口について、排気設備との連結状況が示されていること。

第5節 汚染検査室（規則第14条の7第1項第5号）

【規制における要求事項】

規則は、密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、汚染検査室を設けることを要求している。これは、密封されていない放射性同位元素の使用をする使用施設から退去するとき、人体及び人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去するための汚染検査室を設けることを求めるものである。ただし、規則第14条の7第5項の規定により、人体及び作業衣、履物等人体に着用している物の表面が放射性同位元素によって汚染されるおそれがないように密閉された装置内で密封されていない放射線

同位元素の使用をする場合には、本号の規定は適用しない。

この汚染検査室は、以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 汚染検査室の設置場所

汚染検査室は、人が通常出入りする使用施設の出入口付近等放射性同位元素による汚染の検査を行うのに適した場所に設けること。

2. 汚染検査室の構造及び表面材料等

(1) 汚染検査室の構造

汚染検査室内で放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

「汚染されるおそれのある部分」とは、汚染検査室内における汚染検査等に係る設備の設置状況、汚染検査及び更衣の方法、放射線業務従事者の動線等から判断されるものである。「突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造」とは、汚染されるおそれのある部分の面積を最小化とともに、汚染が生じた場合にあっても、その除去が困難なものとならない構造であり、「突起物、くぼみ」とは、汚染検査室の床、壁、天井又は室内に設置された設備等の外面のうち、平面でない部分のほか、室内に設置又は室内を貫通する電線、ダクト及び配管、出窓、つり下げ式の照明器具等が該当する。

(2) 汚染検査室の表面材料

汚染検査室内で放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。

「浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げる」とは、汚染が生じた場合にあっても、その除去が困難なものとならないよう、かつ、汚染検査室まで同伴される放射性同位元素や、汚染検査室において汚染除去のために用いる洗剤や薬品等による腐食によって施設の健全性を損なうことがないよう、適切な材料で仕上げることである。

3. 洗浄及び更衣設備の設置、汚染の検査及び除去に必要な器材の整備

汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設けること。また、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。

「洗浄設備」及び「汚染の除去に必要な器材」は、いずれも使用施設から退出する人の手足等の身体を洗浄するためのものを指し、両者を明確に区別する法令上の規定はないが、「洗浄設備」は、汚染検査により身体への汚染を認めた場合に用いることはもとより、身体への汚染を必ずしも認めない場合にあ

っても、手洗い等使用施設から退出する際に実施すべき通常時における管理上の基本手順を実施するために用いるものも該当する。一方、「汚染の除去に必要な器材」は、有意な汚染を認めた場合、当該汚染を除去するために用いるもの（必要に応じて先記の洗浄設備も併用するが、洗浄設備と比較して、より強力な汚染除去能力を有するもの）であって、取り扱う核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の状況に照らし、放射性同位元素による汚染を適切に除去するためのものが該当する。なお、「汚染の除去に必要な器材」には、汚染除去のための設備・機器のほか、薬品や吸収材等の資材も含まれる。

「更衣設備」とは、使用施設から退出する人が汚染を外部に持ち出すことがないようにするために用いるため、使用施設において人が着用又は装備すべきものを収納又は配備しておくために用いる設備である。「更衣」とは、一般には使用施設において人が着用する上衣、帽子、手袋、靴下、履物の着装及び脱装を指すが、取り扱う核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の状況に照らし、下着、カバーオール（体表面を覆うつなぎ）、保護メガネ、保護帽、安全帯、全面又は半面マスク、空気呼吸器等を用いる場合、これらのものも含まれる。

「汚染の検査のための放射線測定器」とは、使用施設から退出する人の汚染の検査のために用いる放射線測定器であり、汚染検査が確実に実施されるよう、汚染検査室内に放射線測定器を備えることを求めるものである。汚染検査室に備える放射線測定器の種類、型式等の詳細については、使用施設に係る技術上の基準として明示されていないが、取り扱う核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の状況に照らし、汚染検査を実施するために適切なものでなければならない。

4. 洗浄設備の排水設備への連結

汚染検査室に設ける洗浄設備は、排水設備に連結すること。

「排水設備に連結」とは、単に洗浄設備を排水設備に接続するだけではなく、洗浄設備の排水は、汚染検査室に滞留することなく、排水設備に直接導いて処理することを求めるものである。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの使用施設の位置、構造及び設備に係る「汚染検査室」の記載事項並びに同条第2項第3号から第6号までと第7号及び第8号に規定する書面により、規則第14条の7第1項第5号の基準に適合していることを下記1.から4.までに示す視点を踏まえ、確認する。

なお、使用施設に係る汚染検査室を焼却炉又は固型化処理設備の設置に伴い設置しなければならない汚染検査室（規則第14条の11第1項第6号及び第7号）として兼用する場合には、当該汚染検査室に係る技術上の基準に適合していることについて併せて確認する。（その具体的な確認の視点は、「第4章第6節 焼却炉」又は「第4章第7節 固型化処理設備」にそれぞれ示すとおりである。）また、放射線施設の規模等により、汚染検査室が複数設置される場合には、すべての汚染検査室について確認する。なお、規則第14条の7第5項の規定に基づき、汚染検査室を設けないとするものについては、放射性同位元素等の取扱い方法及び当該装置の設置場所、性能、運用方法等についての説明から、放射性同位元素による汚染のおそれがなく、汚染検査室を設ける必要がないことを確認する。

1. 汚染検査室の設置場所

汚染検査室の設置場所について、人が通常出入りする使用施設の出入口や放射線業務従事者の動線との関連性が示され、かつ、申請に係る放射性同位元素の取扱状況に照らし、汚染の検査を行うのに適した場所であることが示されていること。

2. 汚染検査室の構造及び表面材料等

(1) 汚染検査室の構造

1) 突起物、くぼみ

申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状況に照らし、汚染検査室の構造として不必要的突起物及びくぼみが設けられていないことが示されていること。

2) すきま

仕上材の目地等のすきまの有無及びその処理状況が示されていること。

(2) 汚染検査室の表面材料

汚染検査室ごとに、その床、腰壁、壁、天井、流し及びその他の表面材料がそれぞれ記載され、それらの表面は平滑であり、申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状況に照らし、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料により仕上げられていることが示されていること。また、表面材料等に係る効果又は性能等について、申請書における汚染検査室に係る「表面材料」の記載から判断できる場合を除き、その仕様、施工方法・場所、性能等に係る図面又は説明書が添付され、必要な説明等が示されていること。

3. 洗浄及び更衣設備の設置、汚染の検査及び除去に必要な器材の整備

(1) 洗浄設備

申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状況及び使用施設の規模や当該使用施設に立ちに入る者の人員規模等に照らし、必要な洗浄設備が設けられていることが示されていること。

(2) 更衣設備

申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状況及び使用施設の規模や当該使用施設に立ちに入る者の人員規模等に照らし、必要な更衣設備が設けられていることが示されていること。

(3) 汚染検査用の放射線測定器

申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状況に照らし、密封されていない放射性同位元素の使用をする使用施設に立ち入った者の汚染検査を適切に実施するために必要な性能及び精度を有する放射線測定器を備え、かつ、当該使用施設に立ち入る者の人員規模等に適切に対応する台数を備えることが示されていること。

(4) 汚染の除去に必要な器材

申請に係る核種、数量、化学形、物理的状態、使用の目的、方法等の取扱状況に照らし、密封されていない放射性同位元素の使用をする使用施設に立ち入った者について汚染が認められた場合に、これを除去するために必要な器材が整備されていることが示されていること。

4. 洗浄設備の排水設備への連結

(1) 汚染検査室内に設置する洗浄設備は、排水設備との連結状況が適切に示されていること。また、洗浄設備からの排水が排水設備に導かれ、適切に処理されることが示されていること。

(2) 汚染検査室内に流し又は排水口を設ける場合には、その排水は排水設備に導かれ、適切に処理されることが示されていること。

第6節 自動表示装置（規則第14条の7第1項第6号）

【規制における要求事項】

規則は、数量が 400GBq 以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室（以下本節において「使用する室」という。）の出入口で人が通常出入りするものには、当該放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合にその旨を自動的に表示する装置（以下「自動表示装置」という。）を設けることを要求している。これは、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用中に人が使用する室に立ち入り、強度の放射線により外部被ばくする事故の発生を防止するため、注意を喚起するための自動表示装置を設置することを求め

るものである。

「自動表示装置」とは、使用する室において、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の開始と同時に使用中である旨を自動的に表示するとともに、使用中は継続してその旨の表示を行う装置である。「使用する場合にその旨を自動的に表示」という機能については、申請者において使用開始から終了までの一連の手順を明確に定めた上で、その手順のいつの時点からどの時点までの間において「使用中である旨」の表示を行うものとするかを定め、その旨の表示を当該期間中自動的に、かつ、確実に表示するものでなければならない。なお、自動表示装置による表示の方式及びその内容等については、使用施設に係る技術上の基準として明示されていないが、同装置は、使用する室に接近する人がその使用中に誤って当該使用する室に立ち入ることを抑止するためものであることから、人が通常出入りする出入口付近の目つきやすい場所にあって、その視認性が良好であり、かつ、使用中である旨が分かりやすいものとしなければならない。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式の使用施設の位置、構造及び設備に係る「放射性同位元素を使用する室」及び「出入口」又はハの使用施設の位置、構造及び設備に係る「放射線発生装置を使用する室」及び「出入口」の記載事項並びに同条第2項第3号から第6号の2までに規定する書面により、規則第14条の7第1項第6号の基準に適合していることを下記1. 及び2. に示す視点を踏まえ、確認する。

また、使用する室が複数設置される場合には、すべての使用する室について確認を行う。

なお、自動表示装置について、申請者が自主的な対応として法令に要求する場所以外にも表示装置を追加して設置する場合や、追加的な機能を付加する場合には、当該付加的な機能等は本来の自動表示装置の機能に悪影響を及ぼすものでないことを確認する。

1. 自動表示装置の種類

自動表示装置の種類として、数量が400GBq以上の中密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に、その旨を自動的に表示するための方法（いつの時点からどの時点までの間において「使用中である旨」の表示を行うものとするかの説明を含む）、表示の方式及びその内容等が示されていること。

2. 自動表示装置の設置場所

使用する室の出入口であって、通常人が出入りするすべての箇所において適

切に自動表示装置を設置^(注)することが示されていること。なお、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口が設置される場合には、それらは通常人が出入りする出入口と明確に識別されていることが示されていること。

注：「適切に自動表示装置を設置」とは、自動表示装置を、視認を妨げる支障物がなく、視認が困難な暗所、高所又は低所ではなく、人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所に設置することという。

第7節 インターロック（規則第14条の7第1項第7号）

【規制における要求事項】

規則は、数量が 100TBq 以上の密封された放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室（以下本節において「使用する室」という。）の出入口で人が通常出入りする箇所には、その室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けることを要求している。これは、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用中人が当該使用する室に立ち入り、強度の放射線により外部被ばくするといった事故の発生を防止するため、使用に係る操作等を人為的な操作によらず、機械的な制御により安全を確保することを求めるものである。ただし、規則第14条の7第6項の規定に基づき、当該使用する室内において人が被ばくするおそれのある線量が、一週間につき1ミリシーベルト以下となるように遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられている場合には、本号の規定は適用しない。

「インターロック」とは、使用する室について、以下に示す両者の機構を備えるものをいう。

- ① 使用する室の出入口扉の閉止等、人がみだりに立ち入ることを防止するための措置が確立されていない場合、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を開始できない機構。
- ② 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用中に、使用する室の出入口扉が開放される等、上記①による人がみだりに立ち入ることを防止するための措置が解除された場合、直ちにその使用を自動的に停止させる機構。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式の使用施設の位置、構造及び設備に係る「放射性同位元素を使用する室」及び「出入口」又ハの使用施設の位置、構造及び設備に係る「放射線発生装置を使用する室」及び「出入口」の記載事項並びに同条第2項第3号から第6号の2までに規定する書面により、規則第14条の7第1項第7号の基準に適合していることを下記1.から3.までに示す視点を踏まえ、確認する。

また、使用する室が複数設置される場合には、すべての使用する室について確認

を行う。ただし、規則第14条の7第6項の規定に基づき、使用する室についてインターロックは設けないとするものについては、当該使用する室内において人が被ばくするおそれのある線量についての説明から、実効線量が一週間につき1ミリシーベルト以下であることを確認する。

なお、インターロックについて、申請者が自主的な対応として法令に要求する場所以外にも追加して設置する場合や、追加的な機能を付加する場合には、当該附加的な機能等が本来のインターロックの機能に悪影響を及ぼすものでないことを確認する。

1. インターロックの種類

インターロックの種類として、使用する室に人がみだりに立ち入ることを防止するために設置する装置（装置の方式、その動作等を含む）が示されていること。

2. インターロックの機能

インターロックについて、使用を可能とする条件並びに使用開始前において、当該条件が確立されていなければ使用開始を阻止する機能及び使用中において、当該条件の不成立を直ちに検知し、使用を終了させる機能を有することが示されていること。また、その機能が設置する設備により確実に動作するものであることがインターロックの動作説明書及び系統図又は回路図等により示されていること。

3. インターロックの設置場所

使用する室の出入口であって、通常人が出入りするもののすべての箇所にインターロックが設置されていることが示されていること。なお、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口が設置される場合には、それらは通常人が出入りする出入口と明確に識別されていることが示されていること。

第8節 放射化物保管設備（規則第14条の7第1項第7号の2）

【規制における要求事項】

規則は、放射化物[※]であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものとして保管する場合、放射化物保管設備を設けることを要求している。これは、放射化物のうち、放射線発生装置の使用をする際に用いるもの有する場合には、放射化物保管設備を設け、適切な保管を行うことを求めるものである。

[※] 「放射化物」とは、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物（規則第14条の7第1項第7号の2）」をいう。以下同じ。

なお、「放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるもの」とは、引き続き使用することを予定しているものであって、廃棄しようとするもの（保管廃棄しようとするものを含む）とは、明確に区別して管理されなければならない。この放射化物保管設備は、以下の基準に適合するものでなければならない。

1. 構造

放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。

「外部と区画された構造」とは、具体的な例として、放射化物保管設備として供する独立の建物、建物の壁、扉又は柵により区切られた一定の区域がこれに該当する。また、放射化物保管設備として屋内に保管庫（その開口部等に扉又は蓋等を有する構造ものであって、開口部等が常時開放されている構造のものを除く。）を設置する場合は、当該保管庫の外郭の構造がこれに該当する。

2. 閉鎖のための設備又は器具

放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

3. 放射化物保管容器

放射化物保管設備には、耐火性の構造で、かつ、貯蔵施設に係る技術上の基準において掲げる規則第14条の9第4号の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合、汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときはこの限りでない。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式ハの使用施設の位置、構造及び設備に係る「放射化物保管設備」及び「出入口」の記載事項並びに同条第2項第3号から第6号までに規定する書面により、規則第14条の7第1項第7号の2の基準に適合していることを下記1. から3. までに示す視点を踏まえ、確認する。

1. 構造

(1) 構造及び材料

放射化物保管設備の構造及び材料が示されていること。また、放射化物保管設備は保管する放射化物に対して必要な容量を有することが示されていること。

なお、本号ハのただし書の規定に基づき、容器に入れることが著しく困難な大型機械等の放射化物の保管をする場合には、放射化物保管設備は当該放

射化物の保管をするために十分な容量を有することが示されていること。また、その場合にあっては、申請者が汚染の広がりを防止するための特別の措置を取ること及びその措置内容が示されていること。

(2) 外部との区画状況

放射化物保管設備は、外部と区画された構造であることが示されていること。

2. 閉鎖のための設備又は器具

放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けていることが示されていること。

3. 放射化物保管容器

(1) 種類及び個数

申請書に記載する「内容物の物理的性状」、「構造及び材料」及び「受皿、吸収材等」の組合せごとに放射化物保管容器の種類及び個数が示されていること。

(2) 内容物の物理的性状

放射化物の種類並びに物理的な性質及び状態が示されていること。また、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として使用する放射化物以外の放射化物が示されていないこと。

(3) 構造及び材料

放射化物保管容器は耐火性の構造であることが示されていること。また、放射化物が容器の外における空気を汚染するおそれのある場合や、液体状のものである場合には、その放射化物保管容器は規則第14条の9第4号の基準（貯蔵施設に備える容器）に適合するものであることが示されていること。（同号への基準適合性に係る具体的な確認の視点は、「第3章 貯蔵施設の基準」の「第4節 貯蔵容器」に示すとおりである。）

(4) 受皿、吸収材等

液体状又は固体状の放射化物を入れる放射化物保管容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射化物による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けることが示されていること。（具体的な確認の視点は、「第3章 貯蔵施設の基準」の「第4節 貯蔵容器」に示すとおりである。）

第9節 管理区域（規則第14条の7第1項第8号）

【規制における要求事項】

規則は、管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けることを要求している。

この「柵その他の人がみだりに立ち入らないようするための施設」には、建物自体又はその隔壁等によって人が進入できない構造となっているものも含まれる。

なお、本号に規定するもの以外の管理区域に係る要求事項は、第5章に示すとおりである。

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イ、ロ又ハの使用施設の位置、構造及び設備に係る「管理区域」及び「出入口」の記載事項並びに同条第2項第3号から第8号までに規定する書面により、管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようするための施設が設けられていることが示されていること、その内容が規則第14条の7第1項第8号の基準に適合していることを確認する。

第10節 標識（規則第14条の7第1項第9号）

【規制における要求事項】

規則は、第14条の7第1項第9号に基づく別表第一に定めるところにより、標識を付することを要求している。これは、別表第一の定めるところにより所定の標識を付すことにより、放射性同位元素及び放射線発生装置について、識別、警戒、注意喚起等を図り、それらの適正な取扱い、管理等を確保することを求めるものである。

この標識は、具体的に下表（注：下表の内容は、別表第一の内容を一部要約している。）に掲げるところにより、付さなければならない。

区分	標識	大きさ	標識を付ける箇所
放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室	放射能標識（日本産業規格による放射能標識をいう。以下同じ。）の上部に「放射性同位元素使用室」又は「放射線発生装	放射能標識は、半径十センチメートル以上	放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近

	「置使用室」の文字		
汚染検査室	日本産業規格による衛生指導標識の下部に「汚染検査室」の文字	白十字の長さは、十二センチメートル以上	汚染検査室の出入口又はその付近
放射化物保管設備	放射能標識の下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字	放射能標識は、半径十センチメートル以上	放射化物保管設備の外部に通ずる部分又はその付近
放射化物保管設備に備える容器	放射能標識の上部に「放射化物」の文字	放射能標識は、半径二・五センチメートル以上	容器の表面
管理区域の境界に設ける柵その他の人があまりに立ち入らないようするための施設	放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「(使用施設)」の文字、下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字	放射能標識は、半径十センチメートル以上	管理区域の境界に設ける柵その他の人があまりに立ち入らないようするための施設の出入口又はその付近

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イの使用施設の位置、構造及び設備の「作業室」、「汚染検査室」及び「管理区域」、ロの使用施設の位置、構造及び設備の「放射性同位元素を使用する室」及び「管理区域」、並びにハの使用施設の位置、構造及び設備の「放射線発生装置を使用する室」、「放射化物保管設備」及び「管理区域」に係る「標識を付ける箇所」の記載事項並びに同条第2項第3号から第5号までに規定する書面により、規則第14条の7第1項第9号の基準に適合していることを下記1.から5.までに示す視点を踏まえ、確認する。なお、使用施設が大規模である場合や、使用室や使用施設の出入口を多数設置すること等により、標識を付すべき箇所が多数に及ぶ場合は、標識を付する箇所を明示する一覧又は図面等の申請書への添付を求め、標識を付する箇所の欠落がないことをそれらの書類等により確認する。

1. 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それ

らの場所が一ヵ所ごとに特定され、標識が付されることが示されていること。

注：「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所として別表第一の規定に適合する場所を選定することはもとより、視認を妨げる支障物がなく、視認が困難な暗所、高所又は低所ではなく、人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することという。

2. 汚染検査室に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一ヵ所ごとに特定され、標識が付されることが示されていること。

注：「標識を付する箇所が適切に選定」とは、標識を付する箇所として別表第一に規定に適合する場所を選定することはもとより、使用施設から退域しようとして汚染検査室に入室した者に汚染検査を実施する室であることを標示し、汚染検査の確実な実施を促すため、同室内の人の目につきやすく、かつ、視認性の良好な場所を選定することをいう。

3. 放射化物保管設備に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一ヵ所ごとに特定され、標識が付されることが示されていること。

注：「標識を付する箇所が適切に選定」とは、上記1. の注記と同じ。

4. 放射化物保管設備に備える容器に付する標識

放射化物保管設備に備える容器の表面に所定の標識が付されることが示されていること。

5. 管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設に付する標識

標識を付する箇所が適切に選定^(注)され、かつ、所定の標識が付されることが示されていること。また、標識を付すべき箇所が複数存在する場合には、それらの場所が一ヵ所ごとに特定され、標識が付されることが示されていること。

注：「標識を付する箇所が適切に選定」とは、上記1. の注記と同じ内容に加え、標識を付すべき箇所が広大な面又は範囲等に及ぶ場合には、当該面又は範囲等に通じる通路の有無や、人の視野や動線を考慮して標識の設置場所を選定することをいう。

第11節 基準適用の例外（規則第14条の7第2項から第6項まで、規則第15条第2項）

【基準適用の例外】

規則は、第14条の7第1項（使用施設の基準）に掲げる規定について、同条第2項から第6項までに掲げる場合には、適用しないものとしている。また、規則は、第15条第1項第1号（放射性同位元素の使用施設における使用）、同条第1号の2（密封されていない放射性同位元素の作業室における使用）及び同条第3号（被ばく低減のための措置）の規定について、規則第15条第2項に掲げる場合には、適用しないものとしている。ここで、前者は「使用施設の基準」についての例外であり、後者は「使用の基準」についての例外である。なお、規則第14条の7第4項から第6項までの規定については、本章第2節（使用施設の構造）、第5節（汚染検査室）及び第7節（インターロック）においてそれぞれ示したところであるため、以下本節においてはその記載を省略する。

1. 放射性同位元素を広範囲に分散移動させて使用し、かつ、その使用が一時的である場合（規則第14条の7第2項）

規則第14条の7第2項は、同条第1項に掲げる規定について、漏水の調査、昆虫の疫学的調査、原料物質の生産工程中における移動状況の調査等放射性同位元素を広範囲に分散移動させて使用をし、かつ、その使用が一時的である場合には、適用しないことを規定している。これは、当該規定が、許可使用者に係る放射性同位元素の使用を使用施設において行うと想定したものであることから、上記に示す場合には、適用しないこととしたものである。

2. 工場又は事業所において密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を隨時移動させて使用する場合（規則第14条の7第3項）

規則第14条の7第3項は、同条第1項第1号（使用施設の位置）、同条第2号（使用施設の構造）、同条第6号（自動表示装置）及び同条第7号（インターロック）の規定について、密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を隨時移動させて使用する場合には、適用しないことを規定している。これは、当該規定が、許可使用者に係る放射性同位元素及び放射線発生装置の使用を使用施設において行うと想定したものであることから、上記に示す場合には、適用しないこととしたものである。ここで、「隨時移動させて使用する」とは、申請者が自身の工場又は事業所において、隨時移動させて使用することをいい、当該工場又は事業所の外や、他の許可届出使用者等の工場又は事業所において移動させて使用することは本項の例外対象に含まれない。

3. 下限数量以下に小分けした密封されていない放射性同位元素を使用する場

合（規則第15条第2項）

規則第15条第2項は、第15条第1項第1号（放射性同位元素の使用施設における使用）、第1号の2（密封されていない放射性同位元素の作業室における使用）及び第3号（被ばく低減のための措置）の規定について、許可使用者が使用施設の外（規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外に限る。）で、1日につき下限数量を超えない数量の密封されていない放射性同位元素の使用をする場合（管理区域の外にある密封されていない放射性同位元素の総量が下限数量を超えない場合に限る。）には、適用しないことを規定している。これは、許可使用者以外の者は本法の義務を課されることなく下限数量以下の密封されていない放射線を放出する同位元素を使用することができることとの均衡を図るために、許可使用者が下限数量以下に小分けした密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、規則第15条第1項第1号（放射性同位元素の使用施設における使用）、第1号の2（密封されていない放射性同位元素の作業室における使用）及び第3号（被ばく低減のための措置）の規定を適用しないこととしたものである。

【確認の視点】

1. 放射性同位元素を広範囲に分散移動させて使用をし、かつ、その使用が一時的である場合について（規則第14条の7第2項）

本項に規定する使用の方法は、近年においては審査の実例が少ないとから、具体的な確認の視点は、本ガイドでは示さないこととする。なお、本項の規定に基づく申請がなされた場合には、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の方法の詳細及び放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面（規則第2条第2項第9号）等に基づき、個別に技術上の基準への適合性の審査を行うこととなる。

2. 工場又は事業所において密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を隨時移動させて使用する場合について（規則第14条の7第3項）

本項に規定する使用の方法は、近年においては審査の実例が少ないとから、具体的な確認の視点は、本ガイドでは示さないこととする。なお、本項の規定に基づく申請がなされた場合には、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の方法の詳細及び放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面（規則第2条第2項第9号）等に基づき、個別に技術上の基準への適合性の審査を行うこととなる。また、本項に規定する使用の方法については、法第10条第6項に掲げる使用（使用的場所の一時的変更届による使用）に係る方法とは異なるものであり、これと混同することがないよう注意する。

3. 下限数量以下に小分けした密封されていない放射性同位元素を使用する場合について（規則第15条第2項）

本項の規定は、「使用の基準」（いわゆる使用に係る行為基準）を適用しない場合を定めるものであるが、その使用については、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イのニにより、申請書において核種、化学形等、使用数量、使用の目的、使用の方法及び使用の場所の記載及び当該使用をする場所を示す図面の添付（規則第2条第2項第10号）を求めており、それらにより規則第15条第2項の規定に則った使用であることを確認する。具体的には、使用の場所が、申請書に添付された図面等により特定され、規則第2条第2項第4号の平面図により示された管理区域の外であることが示されていること及び申請書に記載された事項により、当該使用施設の外における1日当たりの使用の総量が、数量告示第1条第2号に規定する下限数量を超えないものであることが示されていることを確認する。

資料3－3

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド 新旧対照表（案）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1. 本ガイドの位置づけについて</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者（以下「使用者等」という。）には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条に規定する放射性同位元素若しくは令第2条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第21条第1項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。</p>	<p>1. 本ガイドの位置づけについて</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者（以下「使用者等」という。）には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条に規定する放射性同位元素若しくは令第2条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第21条第1項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用者等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。</p>

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするとともに、規則第 21 条第 1 項第 6 号に関し、別紙において、規則第 20 条における測定の信頼性確保の考え方を示すものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

2. (略)

規則第 21 条第 1 項第 1 号～第 5 号 (略)

規則第 21 条第 1 項第 6 号 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第 20 条第 4 項各号に掲げる措置に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号は、法第 20 条の規定に基づく規則第 20 条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めることを求めていく。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

6-1) 測定に関する責任者を規定すること。

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

2. (略)

規則第 21 条第 1 項第 1 号～第 5 号 (略)

規則第 21 条第 1 項第 6 号 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第 20 条第 4 項各号に掲げる措置に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号は、法第 20 条の規定に基づく規則第 20 条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めることを求めていく。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

6-1) 測定に関する責任者を規定すること。

6-2) 放射線障害のおそれのある場所の測定について、規則第 20 条第 1 項の規定を踏まえ、取り扱う放射性同位元素等の核種、数量、性状及び使用状況等に応じて、下記について規定すること。

- ①放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した測定箇所、測定を行う頻度及び測定の方法
- ②測定に用いる放射線測定器ごとに点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ*

6-3) 放射線施設に立ち入る者の放射線の量の測定について、規則第 20 条第 2 項の規定を踏まえ、取り扱う放射性同位元素等の核種、数量、性状及び使用状況等に応じて、下記について規定すること。

- ①外部被ばくによる線量について
 - ・測定の対象者、測定部位及び測定の方法
 - ・測定の信頼性を確保するための措置*（第 1 号へただし書に規定する管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものに係るものと除外。）
 - ・第 1 号へただし書に規定する管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものに係る測定に用いる放射線測定器ごとに点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ*
- ②内部被ばくによる線量について
 - ・測定の対象者、測定を行う時期及び測定の方法
 - ・測定に用いる放射線測定器ごとに点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ*

6-2) 規則第 20 条第 1 項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定すること。

(本項の内容は改正後の 6-2) ①(記載ぶりは一部修正) に、改正後の 6-2) ②は令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号による改正を踏まえた追記)

6-3) 規則第 20 条第 2 項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定すること。なお、規則第 20 条第 3 項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。

(本項の内容のうち外部被ばくによる線量については令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号による改正を踏まえた追記及び記載ぶりを一部修正した上で改正後の 6-3) ①に記載、内部被ばくによる線量については同改正を踏まえた追記及び記載ぶりを一部修正した上で改正後の 6-3) ②に記載。また、本項の内容のうち「なお書き」以降の部分については改正後の 6-5) に記載。)

6-4) 放射線施設に立ち入った者の放射性同位元素による汚染の状況の測定について、規則第 20 条第 3 項の規定を踏まえ、取り扱う放射性同位元素等の核種、数量、性状及び使用状況等に応じて、下記について規定すること。

- ①測定の対象者、測定を行う時期又は場所、測定の方法及び測定を行う箇所（手、足、作業衣、履物及び保護具等）
- ②測定に用いる放射線測定器ごとに点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ*

6-5) 放射線施設の状況等に照らし、6-2)、6-3) ①、6-3) ②及び 6-4) の測定の実施について、その他必要な事項を規定すること。

6-6) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う汚染の除去の方法等の必要な措置を規定すること。

6-7) 法第 20 条第 3 項の措置について、規則第 20 条第 4 項の規定を踏まえ、下記について規定すること。

- ①6-2) の測定結果の記録及び保存に関すること
- ②6-3) 及び 6-4) の測定結果の記録及び保存に関すること
- ③6-3) 及び 6-4) の測定結果に関する算定の記録及び保存に関すること
- ④累積実効線量の集計の記録及び保存に関すること
- ⑤眼の水晶体の累積等価線量の集計の記録及び保存に関すること
- ⑥測定対象者への記録の写しの交付に関すること

※測定の信頼性を確保するための措置の具体的な方法や測定に用いる放射線測定器の点検及び校正並びにこれらの適切な組合せの考え方等について

(令和 2 年原子力規制委員会規則第 17 号による改正を踏まえた追記及びガイド内容の見直しに伴う追記)

(ガイド内容の見直しに伴う追記)

6-4) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う汚染の除去の方法等の必要な措置を規定すること。

6-5) 規則第 20 条第 4 項に規定する測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付することを規定すること。

(令和 2 年原子力規制委員会規則第 13 号による改正を踏まえた追記及びガイド内容の見直しに伴う追記)

は、別紙「規則第20条における測定の信頼性確保について」に示す。

(別紙として添付の内容を加える。)

規則第20条における測定の信頼性確保について

(令和5年10月1日施行)

規則第20条に規定する測定の信頼性を確保するための措置の具体的な方法や測定に用いる放射線測定器の点検及び校正並びにこれらの適切な組合せの考え方等について、以下に示す。放射線測定の信頼性確保の義務化の目的、経緯等については、原子力規制委員会における資料¹を参照のこと。

1. 放射線施設に立ち入った者に係る外部被ばく線量の測定について

規則第20条第2項第3号 第1号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること

1-1 外部被ばく線量の測定に係る「測定の信頼性を確保するための措置」について

規則第20条第2項第1号で規定する放射線施設に立ち入った者（管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないもの（以下「一時的立入者」という。）を除く。）の外部被ばく線量の測定に係る「測定の信頼性を確保するための措置」とは、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「ISO/IEC 17025」という。）」に規定されるように、測定に係る品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を含めた一連の措置を指す。この「測定の信頼性を確保するための措置」として、取り得る運用方法は、以下のとおりである。

- ① 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による ISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定
- ② 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定
- ③ 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、上記と同等の品質を確保して行う測定（例えば、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）以外の国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関による ISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

¹ • 令和元年度第50回原子力規制委員会（令和元年12月25日開催）資料5：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正の方針—放射線測定の信頼性確保について—
(<https://www.nsr.go.jp/data/000295983.pdf>)
• 令和2年度第22回原子力規制委員会（令和2年9月2日開催）資料2：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正及びこれに対する意見募集の結果等について—放射線測定の信頼性確保の義務化— (<https://www.nsr.go.jp/data/000325146.pdf>)

1－2 一時的立入者の外部被ばく線量の測定に係る「測定の信頼性を確保するための措置」について

一時的立入者の外部被ばく線量の測定に関する信頼性を確保するための措置については、放射線業務従事者と同水準の対応は求めず、測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこととする。本測定に用いる放射線測定器に係る点検及び校正の考え方等については、2. と同様である。

なお、外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのある一時的立入者が想定される場合は実務上ほとんどないものと考えられるが、100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのあるものについては、規則第20条の規定に基づき、外部被ばく線量の測定を行わなければならない。また、その際には、測定の信頼性を確保しなければならない。

別表1に放射線施設に立ち入る者の区分ごとに外部被ばく線量の測定に係る測定の信頼性を確保するために必要な措置を示す。

また、許可届出使用者及び許可廃棄業者においては、外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのない一時的立入者についても、有意な被ばくがないこと等を確認するため、外部被ばく線量の測定を自主的に実施するという取組も実務における実態において広く認められるが、その測定の実施及び信頼性を確保するための措置については、法令上の規定ではなく、許可届出使用者及び許可廃棄業者が定めるところによるものとして良い。

2. 放射線施設に立ち入った者に係る内部被ばく線量及び施設等の放射線の測定

規則第20条第1項第5号 第2号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと（放射線障害のおそれのある場所に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定関連）

規則第20条第2項第4号 第2号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと（内部被ばく線量に係る測定関連）

規則第20条第3項第4号 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと（放射線施設に立ち入った者に係る放射性同位元素による汚染の状況の測定関連）

2－1 「点検」について

規則第20条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号における点検（以下「規則第20条の点検」という。）は、2－2に示す「校正」を除く放射線測定器が有する機能及び期待される性能が維持されていることを確認する行為を指す。

具体的な点検の例としては、可搬型サーベイメータの場合には、当該サーベイメータが有

するチェック機能による動作確認や、必要に応じて実施する製造者等による検出部や計測回路が機能することの確認等が該当する。別表2に放射線測定器の点検方法等の例を示す。

なお、上記のとおり放射線測定器に係る「点検」には、放射線測定器が有する機能及び期待される性能が維持されていることを確認する行為があまねく含まれるものであるが、必要に応じ、許可届出使用者及び許可廃棄業者において実施する点検のうち、「規則第20条の点検」として位置付けて実施するものを整理しておくことが適当である。

2-2 「校正」について

規則第20条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号における校正（以下「規則第20条の校正」という。）は、計量法に定めるもの²と同様であり、標準・基準となるもの又はそれらとの関係が明らかなものが示す値と、放射線測定器の計測値との差を求める指す。また、放射線発生装置や放射性同位元素等を取り扱う放射線施設では、様々な施設の状況が想定され、その測定に際して多様な状況が想定されることから、例えば、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び日本産業規格（JIS）に基づいて校正施設で実施するものや、自施設で行う校正された放射線測定器を標準測定器として用いる比較校正³のほか、以前に実施した校正が現在も有効であることを確認するためのものとしてJIS等に示される確認校正（最新のJISにおいては機能確認⁴。以下「機能確認」という。）や、測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することが説明できるものも、「規則第20条の校正」に該当する。別表3に放射線測定器の校正方法等の例を示す。

2-3 点検及び校正に係る「信頼性を確保するための措置」について

「点検及び校正」は、規則第20条第2項第3号で求める「信頼性を確保するための措置」のようにISO/IEC 17025に基づく点検及び校正以外の要求事項（例えば、測定に係る品質マネジメントシステムの確立等）までは求めておらず、点検及び校正を適切に行うこと求めることにとどめている。このため、点検及び校正は必ずしもISO/IEC 17025に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。

なお、外部の機関に点検や校正を委託する場合であっても、法令に基づき点検や校正を行う義務は許可届出使用者及び許可廃棄業者にあり、許可届出使用者及び許可廃棄業者は委

² 計量法第2条第7項では、「この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。」と定義されている。

³ JIS Z 4511:2018「X線及びγ線用線量（率）測定器の校正方法」附属書JB JB.2 実用測定器の簡素化した校正を参照

⁴ JIS Z 4511:2018「X線及びγ線用線量（率）測定器の校正方法」解説において「機能確認」は、新たに校正定数を規定するものではないため、校正ではないとされている。旧規格では、「確認校正」という名称で簡易的な校正と定義されていた。

託する外部の機関が放射線測定器を適切に点検及び校正を行っていることを確認しなければならない。

2-4 「点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合せて行うこと」について

規則第20条における「点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合させて行う」は、「点検」及び「校正」の両方を毎年必ず実施するという意味ではなく、測定の目的⁵及び対象⁶に応じた必要な精度⁷を確保するために、点検は一年に一回以上実施するものとした上で、その実施時期や実施方法等について考慮しなければならない事項を整理し、一年ごとに計画を立て、その中で適切な頻度で点検又は点検及び校正の両方を実施することである⁸。したがって、一般的には「点検」及び「校正」に係る全体の計画（以下「実施計画」という。）は複数年に及ぶものとなる。

また、実施計画の策定に当たっては、点検についてはその範囲や内容により複数の種類及び方法となる場合が考えられること、校正についても求める精度により異なる実施方法となる場合があることから、許可届出使用者及び許可廃棄業者において点検又は点検及び校正の両方のいずれかに加えて、どの時期にどの種類の点検や校正を実施するかという組合せについても整理する必要がある。

2-1から2-4までに示す考え方に基づき、実施計画を検討する際に参考すべき事項等の一覧を別表4に示す。なお、同表中に記載がないものであっても、先に示した2-1「点

⁵ 「測定の目的」とは、放射線障害のおそれのある場所又は放射線施設に立ち入った者について測定を行うことであり、放射線障害のおそれのある場所とは、放射線の量の測定にあっては、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界、事業所等内において人が居住する区域及び事業所等の境界であり、放射性同位元素による汚染の状況の測定にあっては、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排気監視設備のある場所、排水設備の排水口、排水監視設備のある場所及び管理区域の境界である。また、放射線施設に立ち入った者の受けた放射線の量の測定とは、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の和を把握することであり、放射線施設に立ち入った者の放射性同位元素による汚染の状況の測定にあっては、人体部位の表面及び人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の状況を把握することである。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者は自らの放射線施設の状況（例：放射線施設の位置、構造及び設備等。放射線発生装置にあっては、種類、性能、使用の方法及び放射化物の取扱いの有無等。放射性同位元素等にあっては、核種、数量、使用の方法、密封・非密封の別及び放射性汚染物の取扱いの有無等。）に照らし、「測定の目的」を明らかにしなければならない。

⁶ 「(測定の) 対象」とは、測定の目的に対応した線量当量（1センチメートル線量当量、70マイクロメートル線量当量及び3ミリメートル線量当量）、放射性同位元素の核種、数量である。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者は自らの放射線施設における放射線発生装置及び放射性同位元素等の取扱状況に照らし、「(測定の) 対象」を決定し、それらを測定するために放射線の種類やエネルギー等を考慮して適切な測定方法を定めなければならない。

⁷ 「必要な精度（必要とする精度）」とは、定期的な放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況又は自主的に設定した管理値の確認や、法令に掲げる線量限度、表面密度限度、空気中又は排気中の濃度限度及び排液中の濃度限度を遵守するために必要な測定の精度をいい、許可届出使用者及び許可廃棄業者は、自らの放射線施設の状況に照らし「必要な精度（必要とする精度）」を検討し、当該精度を有する放射線測定器を用いて測定を行うことになる。

⁸ 組合せの選択肢として、ある一年について何らの点検も実施することなく、「校正のみを実施」という対応は実務的には想定し難いことから、一年のうちに点検を行うか、点検及び校正を行うかという組合せとなる。

検」又は2－2「校正」の考え方当てはまるものは、規則第20条における点検又は校正に該当する。

2－5 点検及び校正の実施について

測定の信頼性は、社会的な要求や技術の進展等に伴って、継続してその改善を図ることが求められるものであり、その実現方法や水準等の妥当性については、適時に確認及び見直しを行わなければならないものであることに留意する。

また、測定の信頼性の確保のため、現に当該許可届出使用者及び許可廃棄業者において実施されている方法等であって、その妥当性等について合理的な説明を有するものにあっては、これを排除するものではなく、その実施方法等を継続することが可能である。

点検及び校正を確実かつ適正に実施するため、実施計画を定める。その際、法令に定める測定に関する記録及び帳簿の保存期間は、人の被ばくに関する記録等を除き五年間と規定されていることから、実施計画は、最長の場合にあっても四年ないし五年以内とすべきである。また、必要に応じて、点検及び校正を実施するための手順書や、許可届出使用者及び許可廃棄業者において実施計画を定める（変更及び見直しを含む）ための所内の手続等を定めることが必要である。

なお、規則第24条の規定に基づく帳簿は、年度ごとに記帳し、その帳簿を閉鎖するものとされていることから、例えば上記の実施計画に基づき、ある年度において校正を実施しなかった場合にあっても、その旨を帳簿に記帳する。

＜参考＞ 点検及び校正に係る実施計画の一例

放射線障害のおそれのある場所に関する放射線の量の測定に用いる γ 線測定用サーベイメータの点検及び校正に係る実施計画の一例を次頁の図に示す。

図：放射線障害のおそれのある場所に関する放射線の量の測定に用いる γ 線測定用サーベイメータの点検及び校正に係る実施計画の例

◇：別表2に示す点検

◎：別表3のAからCまでに示すいずれかの校正方法等

○：機能確認など必ずしも別表3のAからCまでに示すものに限定されない校正方法等

		n年度	n+1年度	n+2年度	実施の考え方等
例	点検	◇	◇	◇	別表2に示す日常点検レベルと定期点検レベルの点検を適宜組み合せて実施する。
1	校正	◎	○	◎	◎は二年ごとに実施し、○を組み合わせる。実施計画は二年

【結果の確認、実施計画の評価・見直し】※

		n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	実施の考え方等
例	点検	◇	◇	◇	◇	別表2に示す日常点検レベルと定期点検レベルの点検を適宜組み合せて実施する
2	校正	◎	← ○ →		◎	◎は三年ごとに実施し、○を適宜組み合わせる※。実施計画は三年

※○は、許可届出使用者及び許可廃棄業者が実施の要否及び時期を判断して定める。

【結果の確認、実施計画の評価・見直し】※

更なる最適化された実施計画

【結果の確認、実施計画の評価・見直し】※

※【結果の確認、実施計画の評価・見直し】

①測定の信頼性を確保していることを確認する。

- ・測定、点検及び校正結果を確認
- ・実施計画（点検及び校正の内容、組合せ、実施頻度等）の評価

②上記①を踏まえ、同じ実施計画を繰り返す又は、実施計画を変更する。

③上記①及び②を繰り返し、実施計画を適宜最適化する。ただし、実施計画の全体の期間はおおむね四年ないし五年以内とする。

（測定の信頼性確保に係る評価、検討事項の例）

- ・放射線測定器が正常に機能し、測定値等に異常がない
- ・点検結果に異常等がない又は、点検結果に基づき適切に対処
- ・校正結果に大きな変動、異常がない
- ・測定、点検及び校正の実施実績等の蓄積

別表1 放射線施設に立ち入った者の区分ごとの外部被ばく線量の測定に係る測定の信頼性を確保するための措置

放射線施設に立ち入った者の区分		測定義務	信頼性を確保するための措置
管理区域に立ち入る者(一時的立入者を除く)		有	ISO/IEC17025に基づく測定
一時的立入者	外部被ばくによる線量が 100μSvを超えるおそれあり	有	測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行う
	外部被ばくによる線量が 100μSvを超えるおそれなし	無	

別表2 放射線測定器の点検方法等の例

分類	点検を行う者の例	事項
日常点検 レベル	測定を行う者又は 放射線測定器の保守管理担当者	外観点検及び放射線測定器が有する自動チェック機能による動作確認（電池残量確認、高圧電源確認、計数動作確認、警報動作確認等）
		線源（チェックングソース等）測定、バックグラウンド測定等による指示値や記録値の確認
		放射線測定器の点検に関し、取扱説明書等において実施が推奨されているもの
		許可届出使用者及び許可廃棄業者が定める日常点検の実施要領書に記載された方法による点検
定期点検 レベル	放射線測定器の保守管理担当者又は 製造メーカー等の外部の機関	外観点検又は内部解放点検、検出部や計測回路等の点検
		放射線測定器の点検に関し、取扱説明書等において定期的な実施が推奨されているもの
		許可届出使用者及び許可廃棄業者が定める点検計画に基づき定期的に実施する点検

別表3 放射線測定器の校正方法等の例

分類	事項
A. 計量法に基づく校正事業者登録制度（J C S S）による校正	A 1. γ 線測定器 A 2. α / β 線核種 A 3. γ (X) 線核種 A 4. 速中性子測定器
B. J I S に放射線測定器の校正方法が規定されているもの	B 1. JIS Z 4511 「X線及び γ 線用線量(率)測定器の校正方法」 B 2. JIS Z 4514 「 β 線組織吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法」 B 3. JIS Z 4521 「中性子線量当量(率)計の校正方法」
C. 放射線測定器に係る J I S で試験方法等が規定されているものであって、「規則第20条の校正」として適用できるもの	C 1. JIS Z 4312 「X線, γ 線, β 線及び中性子用電子式個人線量(率)計」 C 2. JIS Z 4316 「放射性ダストモニタ」 C 3. JIS Z 4317 「放射性希ガスモニタ」 C 4. JIS Z 4329 「放射性表面汚染サーベイメータ」 C 5. JIS Z 4324 「X線及び γ 線用据置形エリアモニタ」 C 6. JIS Z 4330 「 γ 線検出形水モニタ」 C 7. JIS Z 4333 「X線, γ 線及び β 線用線量当量(率)サーベイメータ」 C 8. JIS Z 4338 「ハンドフットモニタ及び体表面汚染モニター α 線及び β 線用ハンドフットモニタ及び体表面汚染モニタ」 C 9. JIS Z 4341 「中性子用線量当量(率)サーベイメータ」 C 10. JIS Z 4343 「体内放射能測定装置— γ 線放出核種(エネルギー100keV以上3000keV以下)」 C 11. JIS Z 4345 「X・ γ 線及び β 線用受動形個人線量計測定装置並びに環境測定用計測装置」 C 12. JIS Z 4416 「中性子用個体飛跡個人線量計」
D. 「放射能測定法シリーズ」で放射線測定器の校正方法等として示されているもの	D 1. No.7 「ゲルマニウム半導体検出器による γ 線スペクトロメーター」 D 2. No.23 「液体シンチレーションカウンタによる放射性核種分析法」
E. その他	E 1. JIS Z 4511 「X線及び γ 線用線量(率)測定器の校正方法」等に示される機能確認 E 2. その方法が測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保する事が説明できるもの

別表4 点検及び校正の実施に関する検討に際し、参考すべき事項等の一覧

①測定の目的及び対象		②測定を行うことを義務付けられている者 ^{*1} と測定の頻度	③必要な精度			④点検の方法	⑤校正の方法 ^{*4}					
			法令に掲げる線量限度等	自主的管理値	施設管理		測定器タイプ	測定核種	測定器の一般的な名称	適用例 (別表3の分類)		
放射線施設に立ち入った者	外部被ばく (管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの(以下「一時的立入者」という。)に限る。)	<p>対象者: 密、非、発1、発2 頻度: 管理区域に立ち入っている間</p> <p>※外部被ばくによる線量が、100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのある一時的立入者が想定される場合は、実務上ほとんどないものと考えられる。</p>	<p>【一時の立入者の測定に係る線量】 一時的立入者について、外部被ばく線量が $100\mu\text{Sv}$ を超えるおそれのないときは測定の義務なし</p>				<p>着用型 γ n β γ n β</p> <p>受動形個人線量計 (ガラスバッジ、TLD、OSL等)</p>	○	B1	C1	-	E1
								○	B3	C1	-	
								○	B2	C1	-	
								○	B1	C11	-	E1
								○	B3	C12	-	
								○	B2	C11	-	
汚染の状況	内部被ばく	<p>対象者: 非、発2 頻度: RIを誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他 RIを吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあっては、3月を超えない期間ごとに1回^{*2}行う</p>	<p>【実効線量限度^{*2}】 ・ $50\text{mSv}/\text{年}$、$100\text{mSv}/5\text{年}$、$5\text{mSv}/\text{四半期}$(女子のみ) 【一時的に立ち入る者の測定に係る線量】 左記の場所に一時的に立ち入る者で放射線業務従事者でないものについて、内部被ばく線量が $100\mu\text{Sv}$ を超えるおそれのないときは測定の義務なし</p>	<p>許可届出使用者及び許可廃棄業者が左欄の法令に掲げる線量限度等を守るために自主的に設定した管理値</p>	<p>放射線施設の管理に必要な測定(定期的な放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の確認)</p> <p>【日常点検レベル】: 別表2 【定期点検レベル】: 別表2 【参考】</p>	<p>据置型 γ α、β 【定期点検レベル】: 別表2 【参考】</p> <p>可搬型 α、β</p>	○	B10	C10	-		
							○	B1	C11	-	D2	
							○	B2	C12	-		
							○	B1	C11	-		
							○	B3	C12	-		
							○	B2	C11	-		
それのあらわす場所	汚染の状況	<p>対象者: 非、発2 頻度: 密封されていないRI等の使用、詰替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行う</p>	<p>【表面汚染密度】 ・ α線を放出する RI : $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ・ 上記以外 : $40\text{Bq}/\text{cm}^2$</p>				<p>可搬型 γ n β</p> <p>据置型 α、β γ n</p>	○	B4	C4	-	
								○	B8	C8	-	
								○	B8	C8	-	
								○	B1	C7	-	E1
								○	B3	C9	-	
								○	B2	C7	-	
								○	B1	C11	-	E1
排気設備の排気口、排水設備の排水口、排水監視装置のある場所	<p>対象者: 非、発2 頻度: 排気し、又は排水する都度(連続して排気し、又は排水する場合は連続して)行う</p>	<p>【排気中又は空気中の濃度限度】 数量告示別表第2第5欄に定める濃度 (Bq/cm^3)</p> <p>【排液中又は排水中の濃度限度】 数量告示別表第2第6欄に定める濃度 (Bq/cm^3)</p>				<p>据置型 β、γ α、β</p> <p>据置型 γ</p>	○	C3	C3	-		
							○	C2	C2	-		
							○	B2	C2	-		
							○	B6	C6	-		
							○	B2	C2	-	D2	
							○	B6	C6	-	D1	
							○	B1	C5	-	E1	

※1 密：密封された放射性同位元素を取り扱う事業者 非：密封されていない放射性同位元素を取り扱う事業者 発1：放射線発生装置を使用する事業者（発2の事業者を除く） 発2：放射線発生装置の使用に伴い廃棄施設の必要な事業者

※2 妊娠中である女子子宮は胎内に在り、産科婦人科の専門家による診察と治療が行われる。このため、母子手帳の発行は、産科婦人科の専門家による診察と治療が行われる。

※3 廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線に量の測定にあっては、全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては、1週間を超えない期間ごとに1回行う

※4 代表的なものを示すものであって、すべての機種についての対応を示すものではない

許可届出使用者等に対する立入検査ガイド 【公開の意見聴取（第3回）用資料案】

目次

第1章 総則

- 第1節 目的
- 第2節 適用範囲
- 第3節 関係法規等
- 第4節 用語の定義

第2章 施設基準維持義務等遵守状況関係

- 第1節 使用施設の基準関係
- 第2節 貯蔵施設の基準関係
- 第3節 廃棄施設の基準関係
- 第4節 廃棄物詰替施設及び廃棄物貯蔵施設の基準関係

第3章 行為基準等遵守状況関係

- 第1節 使用の基準関係
- 第2節 保管の基準関係
- 第3節 運搬の基準関係
- 第4節 廃棄の基準関係

第4章 放射線障害の防止のために行うことが義務付けられているその他の事項

第1節 放射線取扱主任者等関係

- 第2節 測定
- 第3節 教育訓練
- 第4節 健康診断
- 第5節 保健上の措置等
- 第6節 記帳等
- 第7節 危険時の措置（応急の措置）の実施等関係
- 第8節 業務の改善その他の必要な措置を講じる責務

第5章 廃止等に伴う義務

第1節 使用の廃止等の届出関係

第2節 許可取消使用者等が行うべき廃止措置等

※ 破線枠内の項目については、公開の意見聴取（第1回及び第2回）において被規制者からの意見を聴取した事項

第1章から第3章まで（略）

第4章 放射線障害の防止のために行なうことが義務付けられているその他の事項

第1節（略）

第2節 測定

I. 測定に係る法令の規定（法第20条並びに規則第20条及び規則第20条の2関係）

1. 法第20条（測定）関係

（1）法第20条の内容

法第20条第1項及び第2項は、許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下この節において「許可届出使用者等」という。）に対し、下記①及び②の測定を行うことを求めており、その具体的な内容は規則第20条第1項から第3項までに定めている。

- ① 放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況（以下この節において「放射線の量及び汚染の状況」という。）の測定（法第20条第1項）
- ② 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設（以下この節において「放射線施設」という。）に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定（法第20条第2項）

また、法第20条第3項は、上記①及び②の測定の結果について記録の作成、保存その他の措置を行うことを求めており、その具体的な内容は規則第20条第4項及び規則第20条の2に定めている。

（2）法第20条に基づく測定を行うべき者

測定を行うことは許可届出使用者等に義務付けられており、測定を外部の機関に委託する場合にあっても、許可届出使用者等には当該測定が適切に行われることを担保する義務がある。

2. 規則第20条第1項（放射線障害のおそれのある場所に関する測定）関係

法第20条第1項を受けた規則第20条第1項は、放射線障害のおそれのある場所に関する放射線の量及び汚染の状況の測定について、具体的な方法として下記（1）から（5）までに定めている。

（1）放射線の量の測定は、適切な線量当量率又は線量当量について行うこと（規則第20条第1項第1号）

規則第20条第1項第1号は、下表に示す線量当量率又は線量当量について行うことを求めている。

測定場所	左欄の測定に用いる 線量当量率又は線量当量
下記以外の場所	1センチメートル線量当量（率）
70マイクロメートル線量当量（率） が1センチメートル線量当量（率）の 10倍を超えるおそれのある場所	70マイクロメートル線量当量（率）

(2) 放射線測定器を用いて放射線の量及び汚染の状況の測定を行うこと（規則第20条第1項第2号）

規則第20条第1項第2号は、放射線の量及び汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うことを求めている。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができるとしている。

(3) 放射線の量又は汚染の状況を知るために最も適した箇所において測定を行うこと（規則第20条第1項第3号）

規則第20条第1項第3号は、放射線の量又は汚染の状況の測定は、下表の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ右欄に掲げる場所の放射線の量又は汚染の状況を知るために最も適した箇所において測定を行うことを求めている。

項目	場所
放射線の量	イ 使用施設 ロ 廃棄物詰替施設 ハ 貯蔵施設 ニ 廃棄物貯蔵施設 ホ 廃棄施設 ヘ 管理区域の境界 ト 工場若しくは事業所又は廃棄事業所（以下この節においては「事業所等」という。）内において人が居住する区域 チ 事業所等の境界
放射性同位元素 [*] による汚染の状況の測定	イ 作業室 ロ 廃棄作業室 ハ 汚染検査室 ニ 排気設備の排気口

* 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下I. 2. (4) 表中③及び④を除き、この節において同じ

	<p>ホ 排水設備の排水口</p> <p>ヘ 排気監視設備のある場所</p> <p>ト 排水監視設備のある場所</p> <p>チ 管理区域の境界</p>
--	--

(4) 定められた頻度で測定を行うこと（規則第20条第1項第4号）

規則第20条第1項4号は、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあっては下表に定めるところにより測定を行うことを求めている。なお、「作業を開始する前」とは、測定場所に係る放射線施設において放射性同位元素若しくは放射性汚染物を初めて受け入れ、又は放射線発生装置を初めて使用する前の時点をいう。

	測定場所	測定を行う頻度
放射線の量	① 下記②～④を除く、すべての場合	1月を超えない期間ごとに1回行う
	② 廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界（すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間）	1週間を超えない期間ごとに1回行う
	③ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているとき（④の場合を除く）	6月を超えない期間ごとに1回行う
	④ 下限数量の1,000倍を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うとき	6月を超えない期間ごとに1回行う
放射性同位元素による汚染の状況の測定	⑤ 作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界	1月を超えない期間ごとに1回行う
	⑥ 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所	排気し、又は排水する都度（連続して排気し、又は排水する場合は、連続して）行う

(5) 測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行うこと（規則第20条第1項第5号）【※令和5年10月1日施行】

規則第20条第1項5号は、放射線の量及び汚染の状況の測定に用いる放射線測定器について、当該放射線測定器が有する機能及び期待される性能が維持されていることを確認するため、測定の目的、対象、

必要とする精度、放射線測定器の仕様及びその使用状況等を勘案し、合理的かつ計画的な点検及び校正の実施を定めて、これを実施することを求めている。

3. 規則第20条第2項及び第3項（放射線施設に立ち入る者に関する測定）関係

法第20条第2項を受けた規則第20条第2項及び第3項は、放射線施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定について、具体的な測定の方法として下記（1）から（5）までに定めている。

（1）外部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと（規則第20条第2項第1号）

規則第20条第2項第1号は、外部被ばくによる線量の測定について、次のとおり行うことを求めている。

測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができるものとしている。

また、測定は、管理区域に立ち入る者（管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの（以下「一時的立入者」という。）にあっては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときを除く。）について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこととし、その測定部分及び部位並びに測定に用いる線量当量は下表に定めるところにより測定を行うことを求めている。

外部被ばくの状況	測定部分及び部位	線量当量
①原則	胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときは、この限りでない。）にあっては腹部）	1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）
②頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部か	上記①のほか左欄の外部被ばくによる線量が最大となるおそ	

ら成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（上記①において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合	れのある部分	
③人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合	上記①又は②のほか、左欄に該当する部位	70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
④眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定の場合（上記①～③の測定のほかに行う場合）	眼の近傍その他の適切な部位	3ミリメートル線量当量

(2) 内部被ばくによる線量の測定は、次に定めるところにより行うこと（規則第20条第2項第2号）

規則第20条第2項第2号は、内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素（作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し又は、経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者に関する測定の場合は、吸入摂取し又は、経口摂取するおそれのある放射性同位元素）について、数量告示別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに下表に定めるところにより測定を行うことを求めている。

内部被ばくによる線量の測定対象者	測定を行う頻度
① 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者	その都度
② 作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し又は、経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者（一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあっては、その者の内部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないとき及び下欄③に掲げる者を除く）	3月を超えない期間ごとに1回
③ 作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し又は、経	出産までの間1月

口撮取するおそれのある場所に立ち入る者で本人の申出等により許可届出使用者等が妊娠の事実を知ることとなつた女子	を超えない期間ごとに1回
--	--------------

(3) 外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置を講じること（規則第20条第2項第3号）【※令和5年10月1日施行】

規則第20条第2項第3号は、外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置を講じること求めており、具体的には、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「ISO/IEC 17025」という。）」に規定されるように、測定に係る品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を含めた一連の措置を指す。この「測定の信頼性を確保するための措置」として、取り得る運用方法は、以下のとおりである。

- ① 許可届出使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）による ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定
- ② 許可届出使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定
- ③ 許可届出使用者等が、上記と同等の品質を確保して行う測定（例えば、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）以外の国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関による ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

ただし、一時的立入者の外部被ばく線量の測定に関する信頼性を確保するための措置は、放射線業務従事者と同水準の対応は求めず、当該測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うことを求めている。

(4) 内部被ばくによる線量の測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行うこと（規則第20条第2項第4号）【※令和5年10月1日施行】

規則第20条第2項4号は、内部被ばくによる線量の測定に用いる放射線測定器について、当該放射線測定器が有する機能及び期待される性能が維持されていることを確認するため、測定の目的、対象、必要とする精度、放射線測定器の仕様及びその使用状況等を勘案し、合理的かつ計画的な点検及び校正の実施を定めて、これを実施することを求めている。

(5) 放射線施設に立ち入った者の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行うこと（規則第20条第3項各号）

規則第20条第3項各号は、密封されていない放射性同位元素等の使用、詰替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに、以下①及び②について、放射線測定器を用いて測定を行うことを求めている。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することができるものとしている。

また、当該測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行うことを求めている。【※令和5年10月1日施行】

- ① 手、足その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある人体部位の表面
- ② 作業衣、履物、保護具その他人体に着用している物の表面であつて放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分

4. 規則第20条第4項及び規則第20条の2（測定の結果について、記録の作成、保存その他の措置）関係

法第20条第3項を受けた規則第20条第4項は、測定の結果について記録の作成及び保存等を行うことを求めており、具体的な方法等は下表のとおり定めている。また、当該測定の対象者に対し、下表（2）から（7）までの記録の写しを記録の都度交付することを求めている。

なお、規則第20条の2は規則第20条第4項に規定するところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができるものとしている。

事項	記録の頻度	記録の項目	保存期間
(1) 放射線障害のおそれのある場所に関する測定結果	測定の都度	規則第20条第4項第1号	5年間
(2) 外部被ばくによる線量の測定結果	下記の①～③の期間ごとに集計し、集計の都度 ①4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間 ②4月1日を始期とする1年間	規則第20条第4項第2号	継続保存（規則第26条第1項第9号ただし書の場合※に）

	③本人の申告等により許可届出使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間		おいて保存する記録を含む) ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者等の従業者でなくなった場合又は、当該記録を5年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りではない。
(3) 内部被ばくによる線量の測定結果	測定の都度	規則第20条第4項第3号	
(4) 汚染の状況の測定結果	手、足等の人体部位の表面が表面汚染密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合	規則第20条第4項第4号	
(5) 実効線量及び等価線量の算定結果	下記の①～③の期間ごとに算定し、算定の都度 ①4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間 ②4月1日を始期とする1年間 ③本人の申告等により許可届出使用者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間	規則第20条第4項第5号	
(6) 実効線量の集計結果	(5)の実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間について実効線量が20mSvを超えた場合、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間の累積実効線量（4月1日を始期とする1年間ごとに算定される実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度	規則第20条第4項第5号の2	※法第27条第1項の届出に係る者が、引き続き許可届出使用者等として当該記録を保存する場合
(7) 眼の水晶体の等価線量の集計結果	(5)の眼の水晶体の等価線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間について眼の水晶体の等価線量が20mSvを超えた場合、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間の眼の水晶体の累積等価線量（4月1日を始期	規則第20条第4項第5号の3	

	とする1年間ごとに算定される水晶体の等価線量の合計をいう。)を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度		
--	--	--	--

II. 測定に係る立入検査対象事項及び検査手法等

1. 規則第20条第1項（放射線障害のおそれのある場所に関する測定）関係

(1) 放射線障害のおそれのある場所に関する測定に係る立入検査対象事項
放射線障害のおそれのある場所に関する測定に係る立入検査対象事項は、規則第20条第1項各号が実際に履行されていることを確認することであり、具体的には、上記I. 2. (1)から(5)までが履行されていることを確認する。

- ① 放射線障害のおそれのある場所に関する測定を行っていること
 - イ 1センチメートル線量当量(率)について測定を行っていること

放射線の量の測定は1センチメートル線量当量(率)について行っていることを確認する。ただし、70マイクロメートル線量当量(率)が1センチメートル線量当量(率)の10倍を超えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量(率)について行っていることを確認する。

- 最も適した箇所において測定を行っていること
放射線の量又は汚染の状況を知るために最も適した箇所として選定した場所の妥当性に関し、どのように判断しているかについて確認する。

- ハ 放射線測定器を用いて測定を行っていること
放射線施設で取り扱う放射性同位元素の核種及び物理的状態等を考慮し、適切な放射線測定器を用いていることを確認する。なお、計算によって放射線の量及び汚染の状況の値を算出している場合には、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である理由等を確認するとともに、計算によって算出された値の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。

- 二 測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行っていること
 - a 放射線障害予防規程の定めるところにより、点検及び校正の方法並びにこれらの組合せについての計画を定めていることを確認する。
 - b 上記aの計画に基づき点検及び校正を実施していること

を確認する。また、点検及び校正の結果に伴ってとった措置がある場合には、その状況を確認する。確認に際しては、規則第24条第1項第1号タで規定する「第20条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）」に係る帳簿において、以下の事項等が記載されていることを確認する。

i. 「点検又は校正の年月日」

点検又は校正を行った年月日。（なお、受動形積算線量計による測定を外部の機関に委託する場合などにあって、当該外部の機関における品質マネジメントシステムの下、その測定に係る放射線測定器の点検及び校正が適切に行われていることが確認できるときは、その確認結果を「点検又は校正の年月日」として帳簿に記載することができる。）

ii. 「放射線測定器の種類及び型式」

点検又は校正を行った放射線測定器の種類及び型式。（同一の型式の放射線測定器が複数存在する場合には、製造番号等を合わせて記録することにより測定に用いた放射線測定器が特定されること。）

iii. 「点検又は校正の方法」

具体的な点検又は校正の方法。

iv. 「点検又は校正の結果」

点検については異常の有無やその内容、校正については得られた校正定数等。

v. 「点検又は校正に伴う措置の内容」

点検又は校正の結果、修理や部品交換等を行った場合にはその具体的な内容。特に記載する事項がない場合は「特記事項なし」又はその旨の記載。

vi. 「点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）」

点検又は校正を行った者の氏名。ただし、点検又は

校正を外部の機関に委託する場合において、ISO9001の認証を有する機関であって、その認定に基づき行われた点検やJCSS登録事業者により行われた校正など、当該外部の機関における品質マネジメントシステムの下、その点検又は校正に係る信頼性を確保しているときは、その機関の名称。(なお、「氏名」の記録に代えて「名称」を記録する場合には、その理由を確認する。)

c　測定結果の確認、上記aの計画の評価・見直し等の実施状況を確認する。

② 適切な頻度で測定を行っていること

イ　作業を開始する前に測定を行っていること

初めて立入検査の対象とする許可届出使用者等については、作業を開始する前に測定を行っていることを確認する。

ロ　作業開始後、定められた頻度で測定を行っていること

作業を開始した許可届出使用者等については、定められた頻度で測定を行っていることを確認する。

③ 測定を外部の機関に委託する場合の管理

測定を外部の機関に委託する場合には、委託先及び委託内容を適切に管理していることを確認する。

(2) 検査手法

下記の方法により、それぞれ上記II. 1. (1) の事実を確認する。

- ① 規則第20条第4項の規定に基づく記録、規則第24条の帳簿、放射線障害予防規程（下部規程を含む。）
- ② 上記のほか、規則第20条に基づく測定の実施に関し作成した記録、外部委託に関する書類等の確認
- ③ 関係者への聴取
- ④ 現場の巡視

2. 規則第20条第2項及び第3項（放射線施設に立ち入る者に関する測定）関係

(1) 放射線施設に立ち入った者に関する測定に係る立入検査対象事項

放射線施設に立ち入った者に関する測定に係る立入検査対象事項は、規則第20条第2項各号及び第3項が実際に履行されていることを確認することであり、具体的には、上記I. 3. (1) から(5)までが履行されていることを確認する。

① 外部被ばくによる線量の測定

イ 測定の対象者を遺漏なく把握していること

許可届出使用者等における放射線業務従事者の登録の手順等に基づき、測定対象者を遺漏なく把握していることを確認する。

ロ 測定の対象者について、適切に測定を行っていること

a 1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について測定を行っていること

1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について測定を行っていることを確認する。ただし、規則第20条第2項第1号ロからニまでに掲げる場合には、それぞれ規定される部位及び線量当量について測定を行っていることを確認する^注。

注) 規則第20条第2項第1号ロ及びハに掲げる場合には、胸部及び上腕部から成る部分に係る被ばく線量により代表されない外部被ばくや、ベータ線による外部被ばくによる影響が大きい状況にあるもの等が該当するため、そうした取扱状況等が認められる許可届出使用者等については、その測定状況を確認する。また、同号ハの規定に基づく測定が必要となる場合は、極めて特殊な取扱状況に限定されることから、その測定を行っていることを示す許可届出使用者等にあっては、当該測定の位置付け(例えば、他の法令の規制に基づき実施するものであることなど)を確認する。

b 放射線測定器を用いて測定を行っていること

放射線施設で取り扱う放射性同位元素の核種、数量及び取扱状況等を考慮して、測定の対象者について適切な放射線測定器を用いていることを確認する。なお、計算によって外部被ばくによる線量を算出している場合には、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である理由等を確認するとともに、計算によって算出された値の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。

c 測定の信頼性を確保していること

I. 3. (3) に示す方法により測定の信頼性を確保していることを確認する。なお、一時的立入者であって、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が10

〇マイクロシーベルトを超えるおそれある者は実務上ほとんど想定されないことから、当該一時的立入者に係る遵守状況の確認方法等は、本ガイドにおいて記載しないこととする（以下同じ。）。確認に際しては、規則第24条第1項第1号レで規定する「第20条第2項第3号に規定する措置の内容」に係る帳簿において、以下の事項等が記載されていることを確認する。^注

i. 測定を外部の機関に委託して行う場合

公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に測定を委託する場合には、当該外部の機関が上記の認定を受けていることについて許可届出使用者等が確認した内容。

ii. 測定を自ら行う場合

許可届出使用者等が公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けていることを証明する内容。

注) 立入検査における実務においては、上記i又はiiによる確認を想定しているが、今後、I. 3. (3) ③の「上記と同等の品質を確保して行う測定」とするものがある場合には、下記について確認することとなる。

i. ISO/IEC 17025 及び公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）がISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定のための指針である「「認定の基準」についての指針—放射線個人線量測定試験分野—（JAB RL 380）」の要求事項への適合性

ii. 國際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に基づく保証がなされていること

② 内部被ばくによる線量の測定

イ 定期的な内部被ばくによる線量の測定

a. 測定の対象者を遺漏なく把握していること

放射性同位元素を吸入摂取し又は、経口摂取するおそれのある場所及び当該場所に立ち入る者を測定対象者として遺漏なく把握していることを確認する。なお、放射性同位元素を吸入摂取し又は、経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者で

ないものの内部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれある者は実務上ほとんど想定されないことから、当該一時的に立ちに入る者に係る遵守状況の確認方法等は、本ガイドにおいて記載しないこととする（以下同じ。）。

b テストの対象者について、適切に測定を行っていること

測定の方法及び結果の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。また、測定において放射線測定器を用いる場合（内部被ばくの線量を算出する際に必要となる吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の量を調べるために放射線測定器（例：体外計測、鼻スミヤやバイオアッセイに用いる放射線測定器、空気中の放射性同位元素濃度を測定するために用いる放射線測定器）を使用する場合）には、当該放射線測定器について点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行っていることを確認する。

□ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し又は、経口摂取した者の内部被ばくによる線量の測定

a テストの対象者を遺漏なく把握していること

放射性同位元素を誤って吸入摂取し又は、経口摂取した者の把握状況等を確認する。

b テストの対象者について、適切に測定を行っていること

測定の対象者がある場合には、適切に測定を行っていること及び再発防止対策等の実施状況を確認する。その他、確認の方法等は、上記イ b と同じ。

③ 放射線施設に立ちに入る者の放射性同位元素による汚染の状況の測定

イ テストの対象者を遺漏なく把握していること

密封されていない放射性同位元素の使用、詰替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設に立ちに入る者を測定対象者として遺漏なく把握していることを確認する。

□ テストの対象者について、適切に測定を行っていること

a すべての測定対象者について測定を行っていること

測定に用いる放射線測定器の整備状況や放射線施設からの退出する者の管理方法等により、すべての測定対象

- 者について測定を行っていることを確認する。
- b 放射線測定器を用いて測定を行っていること
- 放射線施設で取り扱う放射性同位元素の核種及び物理的状態等を考慮し、適切な放射線測定器を用いていることを確認する。なお、計算によって汚染の状況の値を算出している場合には、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である理由等を確認するとともに、計算によって算出された値の妥当性をどのように判断しているかについて確認する。
- c 測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行っていること
- 確認の方法等は、上記Ⅱ. 1. (1) ①ニと同じ。

(2) 検査手法

下記の方法により、それぞれ上記Ⅱ. 2. (1) の事実を確認する。

- ① 規則第20条第4項の規定に基づく記録、規則第24条の帳簿、放射線障害予防規程（下部規程を含む。）
- ② 上記のほか、規則第20条に基づく測定の実施に関し作成した記録、外部委託に関する書類等の確認
- ③ 関係者への聴取
- ④ 現場の巡視（外部被ばく線量の測定に個人線量計を用いる場合には、必要に応じてその測定状況（個人線量計の着装状況等）を確認する。）

3. 規則第20条第4項（測定の結果について、記録の作成、保存その他の措置）関係

(1) 測定の結果について、記録の作成、保存その他の措置に係る立入検査対象事項

測定の結果について、記録の作成、保存その他の措置に係る立入検査対象事項は、規則第20条第4項各号が実際に履行されていることを確認することであり、具体的には、上記I. 4. が履行されていることを確認する。

- ① 測定の結果について記録の作成、保存その他の措置
 - イ 放射線障害のおそれのある場所に関する測定の結果
 - a 測定の結果が測定の都度記録されていること

測定の結果が測定の都度記録されていることを確認する。

b 記録事項が遺漏なく記録されていること

規則第20条第4項第1号に規定する記録事項が遺漏なく記録されていることを確認する。

i 「測定日時」に代えて「測定年月日」を記録している場合

「測定日時」について「測定年月日」までの記録にとどめる場合には、時刻を考慮しなくても測定結果の評価、検証に支障がなく、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。

ii 「測定をした者の氏名」に代えて「測定をした者の名称」を記録している場合

「測定をした者の氏名」について測定を外部の機関に委託した場合にあって、「測定をした者の名称」を記載するときには、測定をした者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施を確保され、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。

c 測定の結果が5年間保存されていること

測定の結果が5年間保存されていることを確認する。

□ 外部被ばくによる線量の測定の結果

II. 2. (1) ①□cに示す確認の方法等に基づき、測定の信頼性を確保していることを確認している場合には、規則第20条第4項第2号に係る履行の状況については、特に必要と認める場合を除き、改めてその確認を要さない。ただし、測定の対象者のうち、妊娠している女子がいる場合には、適切な期間で集計を行っていることを確認する。

ハ 内部被ばくによる線量の測定の結果

a 測定の結果が測定の都度記録されていること

測定の結果が測定の都度記録されていることを確認する。

b 記録事項が遺漏なく記録されていること

規則第20条第4項第3号に規定する記録事項が遺漏なく記録されていることを確認する。

また、「測定日時」に代えて「測定年月日」を記録している場合には、時刻を考慮しなくても測定結果の評価、検

証に支障がなく、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。

二 放射線施設に立ちに入る者の放射性同位元素による汚染の状況の測定の結果

a 測定の対象となる事象を遺漏なく把握していること

手、足等の人体部位の表面が表面汚染密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができなかつた場合の有無及びその把握状況等を確認する。

b 測定の結果が記録されていること

測定の対象となる事象がある場合には、適切に測定結果を記録していること及びその再発防止対策等の実施状況を確認する。

c 記録事項が遺漏なく記録されていること

規則第20条第4項第3号に規定する記録事項が遺漏なく記録されていることを確認する。

i. 「測定日時」に代えて「測定年月日」を記録している場合

「測定日時」について「測定年月日」までの記載にとどめる場合には、時刻を考慮しなくても測定結果の評価、検証に支障がなく、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。

ii. 「測定をした者の氏名」に代えて「測定をした者の名称」を記録している場合

「測定をした者の氏名」について測定を外部の機関に委託した場合にあって、「測定をした者の名称」を記載するときには、測定をした者の氏名を記録しなくとも測定の適正な実施を確保され、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。

ホ 実効線量及び等価線量の算定

a 実効線量の算定をしていること

測定対象者について、それぞれ該当する以下の区分又は被ばくの態様ごとの実効線量を適切に算定していること確認する。

- i. 外部被ばく（通常）（規則第20条第4項第2号に基づき記録された測定結果）
 - ii. 外部被ばく（妊婦）（同条第4項第2号に基づき記録された測定結果）
 - iii. 内部被ばく（定常）（同条第4項第3号に基づき記録された測定結果）
 - iv. 内部被ばく（非定常）（同条第4項第3号に基づき記録された測定結果）
 - v. 身体汚染による被ばく（同条第4項第4号に基づき記録された測定結果）
- b 等価線量の算定をしていること
- 測定対象者について、眼の水晶体、皮膚及び妊婦の腹部表面ごとの等価線量を適切に算定していること確認する。
- c 適切な期間ごとに算定していること
- 適切な期間ごとに算定していることを確認する。
- d 算定の結果が算定の都度記録されていること
- 算定の結果が算定の都度記録されていることを確認する。
- e 記録事項が遗漏なく記録されていること
- 規則第20条第4項第5号に規定する記録事項が遗漏なく記録されていることを確認する。
- また、「算定をした者の氏名」について算定を外部の機関に委託した場合にあって、「算定をした者の名称」を記載するときには、算定をした者の氏名を記録しなくても適正な算定が確保され、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。
- ヘ 累積実効線量の集計
- a 累積実効線量の集計の対象者を識別していること
- 測定対象者のうち4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えた者の把握状況等を確認する。
- b 集計の対象者について、適切に集計を行っていること
- 集計の対象者がある場合には、適切に集計を行っていること及びその被ばくの把握状況等を確認する。
- c 適切な期間集計していること

集計の対象者について、適切な期間集計していることを確認する。

- d 集計の結果が集計の都度記録されていること
集計の結果が集計の都度記録されていることを確認する。
- e 記録事項が遺漏なく記録されていること
規則第20条第4項第5号の2に規定する記録事項が遺漏なく記録されていることを確認する。
また、「集計をした者の氏名」について集計を外部の機関に委託した場合にあって、「集計をした者の名称」を記載するときには、集計をした者の氏名を記録しなくても適正な集計が確保され、測定の信頼性を損なわないものであることをどのように判断しているかについて確認する。

チ 眼の水晶体の累積等価線量の集計

- a 眼の水晶体の累積等価線量の集計の対象者を識別すること
測定対象者のうち4月1日を始期とする1年間の眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超えた者の把握状況等を確認する。
- b 集計の対象者について、適切に集計を行っていること
集計の対象者がある場合には、適切に集計を行っていること及びその被ばくの把握状況等を確認する。
- c 適切な期間集計していること
集計の対象者について、適切な期間集計していることを確認する。
- d 集計の結果が集計の都度記録されていること
集計の結果が集計の都度記録されていることを確認する。
- e 記録事項が遺漏なく記録されていること
規則第20条第4項第5号の3に規定する記録事項が遺漏なく記録されていることを確認する。
また、「集計をした者の氏名」について集計を外部の機関に委託した場合にあって、「集計をした者の名称」を記載するときには、集計をした者の氏名を記録しなくても適正な集計が確保され、測定の信頼性を損なわないもの

であることをどのように判断しているかについて確認する。

リ 記録の写しの交付

測定対象者に対し、記録の都度、記録の写しを交付していることを確認する。

ヌ 記録の保存

規則第20条第4項第2号から第5号の3までの記録を保存していることを確認する。また、規則第20条第4項第7号のただし書の規定に基づき、指定記録保存機関に記録を引き渡したものがある場合には、その状況を確認する。

オ 電磁的方法による保存

規則第20条第4項の記録を電磁的記録により作成し、保存する場合には、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成24年原子力規制委員会告示第1号）」を踏まえ、同基準の別表に掲げる基準を確保するよう努めていることを確認する。

（2）検査手法

下記の方法により、それぞれ上記Ⅱ. 3. (1) の事実を確認する。

- ① 規則第20条第4項の規定に基づく記録、規則第24条の帳簿、放射線障害予防規程（下部規程を含む。）
- ② 上記のほか、規則第20条に基づく測定の実施に関し作成した記録、外部委託に関する書類等の確認
- ③ 関係者への聴取
- ④ 現場の巡視

第3節から第6節（略）

第7節 危険時の措置（応急の措置）の実施等関係

I. 危険時の措置（応急の措置）の実施等に係る法令の規定

1. 危険時の措置（応急の措置）の実施等

（1）危険時の措置（応急の措置）（法第33条第1項）に関する義務

① 危険時の措置（応急の措置）を講じる義務（規則第29条第1項）

許可届出使用者等〔許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（法第18条第1項及び法第32条参照）〕については、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、規則第29条第1項各号に定める危険時の措置（応急の措置）を講じる義務を負う。

法第33条の定める義務について、立入検査の対象となる者は、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者である（法第43条の2第1項）。このほか、廃止措置実施中の許可取消使用者等（法第28条第1項）については、これを許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなし、法第33条及び法第43条の2第1項の規定が適用されることとなっている（法第28条第7項）。

以下この節において、立入検査の対象となる者を「使用者等」という。

② 危険時の措置（応急の措置）に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくする義務（規則第29条第2項）

上記①の危険時の措置（応急の措置）を行う場合は、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、危険時の措置（応急の措置）に従事する者の線量をできる限り少なくする義務を負う。

この場合において、危険時の措置（応急の措置）に従事する放射線業務従事者の線量限度は、下記のとおりである。

・ 実効線量限度（規則第1条第10号）

「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」（平成12年科学技術庁告示第5号）（以下この節において「数量告示」と

いう。) 第5条各号に定める値

- ・ 等価線量限度 (規則第1条第11号)

　　数量告示第6条各号に定める値

- ・ 緊急作業に係る線量限度 (ただし、女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る) (規則第29条第2項)

　　数量告示第22条に定める値

- ③ 危険時の措置 (応急の措置) に関することを放射線障害予防規程に定める義務 (規則第21条第1項第12号)

　　許可届出使用者、届出販売業者 (表示付認証機器等のみを販売する者を除く。)、届出賃貸業者 (表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。) 及び許可廃棄業者 (以下この節において「放射線障害予防規程届出者」という。) については、規則第21条第1項第12号の規定に基づき危険時の措置 (応急の措置) に関することを放射線障害予防規程に定める義務を負う。

- ④ 危険時の措置 (応急の措置) の事前対策に関することを放射線障害予防規程に定める義務 (規則第21条第1項第14号)

　　放射線障害予防規程届出者のうち、事故が発生した際に放射線業務従事者に重篤な確定的影響が生じうる者として「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」〔平成30年原子力規制委員会告示第2号 (以下この節において「防災告示」という。)〕第1条に定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者については、危険時の措置 (応急の措置) を確実に行うために必要な事項 (以下この節において「危険時事前対策」という。) として、下記イ～ホに関することを放射線障害予防規程に定める義務を負う (規則第21条第1項第14号)。

イ 危険時の措置 (応急の措置) を講じる者に関する職務及び組織に関すること。

ロ 危険時の措置 (応急の措置) を講じるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。

ハ 危険時の措置 (応急の措置) の実施に関する手順に関すること。

ニ 危険時の措置 (応急の措置) に係る訓練の実施に関すること。

ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

(2) 災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕に関することを放射線障害予防規程に定める義務（規則第21条第1項第11号）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置（応急の措置）に関することに加えて、地震、火災その他の災害が起こった時の措置であって危険時の措置（応急の措置）に該当しないものに関しても放射線障害予防規程に定める義務を負う（規則第21条第1項第11号）。

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、使用施設等を有しており、これらの施設を技術上の基準に適合するよう維持する義務を負っている（法第13条各項）。許可届出使用者及び許可廃棄業者は、地震、火災その他の災害が起こった時であっても、放射線障害又はそのおそれを感じなかった場合においては、危険時の措置（応急の措置）を講じることを要しないが、そのような場合であっても、これらの施設が当該基準に適合した状態に維持されていることを確認しなくてはならない場合があるため、許可届出使用者及び許可廃棄業者に対しては、危険時の措置（応急の措置）のみならず、災害が起こった時の措置であって危険時の措置（応急の措置）に該当しないものについても、放射線障害予防規程に定めることが求められている。

なお、「危険時の措置（応急の措置）」は、災害が起こった時であるか否かを問うことなく、あくまでも、「放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合において」、直ちに講ずるべき措置である（法第33条第1項）。他方、「災害が起こった時の措置」については、これに該当する措置の中に、「危険時の措置（応急の措置）」に該当するものと該当しないものがあり、規則第21条第1項第11号の定める「災害が起こった時の措置（次号の措置を除く。）」は、このうちの「危険時の措置（応急の措置）」に該当しないものを指している。このように、「危険時の措置（応急の措置）」と「災害が起こった時の措置」は、独立した関係にあるものではなく、互いに重なり合う部分を有した概念であることに注意を要する（下記参照）。

	「災害が起こった時の措置」	左記以外
「危険時の措置（応急の措置）」（法第33条第1項及び規則第29条第1項各号）	規則第21条第1項第12号に基づき放射線障害予防規程に定めることが求められているもの（上記（1）③に該当）。 （定める義務を負う者：放射線障害予防規程届出者）	同左
上記以外	規則第21条第1項第11号の「災害が起こった時の措置（次号の措置を除く。）」の規定に基づき、放射線障害予防規程に定めることが求められているもの（上記（2）に該当）。 （定める義務を負う者：許可届出使用者及び許可廃棄業者）	規則第21条第1項第11号及び第12号のいずれにおいても、放射線障害予防規程に定めることを求めていないもの。

2. 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関することを放射線障害予防規程に定める義務（規則第21条第1項第13号）

放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆及び報道機関等の外部に対しても正確な情報を提供し、また外部からの問合せに対応できるよう、放射線障害予防規程届出者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関する事を放射線障害予防規程に定める義務を負う（規則第21条第1項第13号）。

3. 放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合における原子力規制委員会への報告等の義務（法第31条の2及び規則第28条の3、規則第21条第1項第16号）

（1）放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合における原子力規制委員会への報告の義務（法第31条の2及び規則第28条の3各号）

許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者については、その使用等について許可を受け又は届け出た放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に關し、規則第28条の3各号の規定に該当する事象（以下この節において「法令報告事象」という。）が発生したと判断した場合、原子力規制

委員会に、その旨を直ちに報告し、その状況及びそれに対する処置を10日以内に報告（以下この節において「10日報」という。）する義務を負う。

法第31条の2の定める義務について、立入検査の対象となる者は、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者である。このほか、廃止措置実施中の許可取消使用者等（法第28条第1項）については、これを許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなし、法第31条の2及び法第43条の2第1項の規定が適用されることとなっている（法第28条第7項）。

- （2）放射線管理の状況の報告に関することを放射線障害予防規程に定める義務（規則第21条第1項第16号）

放射線障害予防規程届出者については、規則第21条第1項第16号の規定に基づき、上記（1）の法令報告事象が生じた場合に実施する報告（以下この節において「法令報告」という。）を含む放射線管理の状況の報告に関することを放射線障害予防規程に定める義務を負う。

II. 危険時の措置（応急の措置）の実施等に係る立入検査対象事項及び検査手法等

1. 危険時の措置（応急の措置）の実施等に係る立入検査対象事項及び検査手法

- （1）危険時の措置（応急の措置）に係る立入検査対象事項

- ① 危険時の措置（応急の措置）を講じるために必要な組織体制・手順が確保されていること

危険時の措置（応急の措置）は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、直ちに講じることが求められているものであるため（法第33条第1項）、これを適切に講じるための前提として、一定の組織体制・手順の確保がされていることが必要である。

なお、使用者等が事業所等において取り扱う放射性同位元素等の量や使用施設等の規模により、想定される危険時の措置（応急の措置）の内容・程度には大きな違いがあるため、確保しておくべき一定の組織体制・手順の内容及び程度についても大きな違いがあることに十分留意する必要がある。

上記I. 1. (1) ③及び④に示したとおり、放射線障害予防規程届出者（③についてはそのすべての者、④についてはその一部の者）は、危険時の措置（応急の措置）に必要な組織体制・手順に係る事項を放射線障害予防規程に定めることになっている。このため、立入検査を

行う前に、使用者等が届け出た放射線障害予防規程をあらかじめ確認しておき、立入検査においては、主に下記の点を確認することを検査事項とする。

イ 放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた危険時の措置（応急の措置）を講じるための組織体制・手順が、立入検査を通じて把握した使用者等の事業所等の規模及び実態に照らし、適当であること。なお、一般的には、下記 a 及び b に例示したような事項が定められていることが多い。

- a 規則第21条第1項第12号に関する事項
 - i. 危険時の措置（応急の措置）を講じることを判断する責任者及び同措置を実施する責任者並びに対応する組織
 - ii. 危険時の措置（応急の措置）に従事する者を決定する手順及び同従事者の線量管理の方法
- b 規則第21条第1項第14号（危険時事前対策）に関する事項
 - i. 危険時の措置（応急の措置）を講じる組織及びその構成員の職務内容
 - ii. 危険時の措置（応急の措置）を講じることとなる判断基準に該当する事態となっているか否かを検知するために必要な放射線測定器・機器の種類及び同措置を講じるために必要な資機材の種類
 - iii. 危険時の措置（応急の措置）を講じる場合として想定される事象、同措置を講じるか否かの判断基準及び同措置の実施手順
 - iv. 危険時の措置（応急の措置）の実施に備えた訓練の実施に係る事項
 - v. 関係する警察、消防及び医療機関の名称・連絡先及び通常時においてこれらの機関にあらかじめ提供している情報

□ 使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めた危険時の措置（応急の措置）を講じるための組織体制・手順が現に確保されていること。

② 危険時の措置（応急の措置）を現に講じるべき事態を生じた事実の有無を確認すること

この事実の有無を直接的に検索し、確認することを立入検査事項とする必要性はほとんどない。これは、危険時の措置（応急の措置）を現に講じるべき事態が生じた場合は、法令報告事象にも該当する場合

が多く、また、該当しない場合であっても、使用者等から原子力規制委員会に対して自主的な情報提供が行われていることが多いためである。

ごく例外的に、この事実の有無を立入検査において直接的に確認する場合としては、原子力規制委員会がこれまでに把握していなかった事案につき、危険時の措置（応急の措置）が行われた可能性等について、何らかの情報を得た場合等が考えられる。このような場合においては、危険時の措置（応急の措置）を現に講じるべき事態（使用者等の事業所等において、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合）を生じたか否かの事実関係を確認することが立入検査対象事項となる。

- ③ 現に講じた危険時の措置（応急の措置）の内容が、規則第29条の規定に従つたものであることを確認すること

危険時の措置（応急の措置）を講じた事実があった場合は、下記イ及びロの点について危険時の措置（応急の措置）が規則第29条の規定に従い適切に実施されたことを確認する。

- イ 危険時の措置（応急の措置）を講じるべき場合（放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合）に該当するものと判断した日時、判断者及び講じた措置の内容
ロ 危険時の措置（応急の措置）が、規則第29条の規定に従い講じられており、かつ、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）等においてあらかじめ定められた手順・手続に基づいて講じられていること

- (2) 災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕に係る立入検査対象事項

上記I. 1. (2) に示したとおり、許可届出使用者及び許可廃棄業者については、災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕に関するなどを放射線障害予防規程に定めることになっている（規則第21条第1項第11号）。このため、立入検査を行う前に、これらの使用者等が届け出た放射線障害予防規程をあらかじめ確認しておき、立入検査においては、主に下記の点を確認することを検査事項とする。

- ① 放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕を講じるための組織体制・手順が、立入検査を通じて把握した使用者等の事業

所等の規模及び実態に照らし、適當であること。一般的には、下記イ及び口に例示するような事項が定められていることが多い。

イ 災害を発見した者が対応すべき手順及び事業所等内における連絡体制

口 災害が起こった際に行う使用施設等の点検項目、点検を実施する基準及び点検実施の責任者

- ② 使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めた災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕を講じるための組織体制・手順が現に確保されていること。
- ③ 現に災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕を講じた事実の有無及びその措置が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた手順に沿って実施されたことを確認すること。

（3）検査手法

- ① 危険時の措置（応急の措置）を講じるために必要な組織体制・手順の確保について（上記（1）①）

イ 危険時の措置（応急の措置）に関する事項（規則第21条第1項第12号）又は危険時事前対策に係る事項（規則第21条第1項第14号）を放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている者の場合

これらの者については、例えば、検査の前にあらかじめ確認しておいた放射線障害予防規程に加え、立入検査においてその下部規程の内容を確認するものとし、必要な場合には、関係者への聴取を行い、さらには、本ガイドの他の章に定められた検査手法等を通じて把握した事業所等の規模・実態も踏まえながら、使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）において定めている上記（1）①イの組織体制・手順が、それぞれの事業所等において現に確保されていることを確認する。

口 上記イ以外の使用者等の場合

上記イ以外の使用者等についても、危険時の措置（応急の措置）を講じる義務自体は課されている（法第33条第1項）。ただし、その内容・規模は、上記イの使用者等に比べて軽微なものにとどまる。

これらの使用者等については、例えば、上記イの放射線障害予防規程の下部規程の内容の確認と同じように、使用者等が独自に定めている手順書・内規等がある場合は、その内容を確認するほ

か、必要な場合には、関係者への聴取を行い、さらには、本ガイドの他の章に定められた検査手法等を通じて把握した事業所等の規模・実態も踏まえながら、危険時の措置（応急の措置）を講じるために必要な組織体制・手順がそれぞれの事業所等において現に確保されていることを確認する。

- ② 危険時の措置（応急の措置）を現に講ずべき事態を生じた事実の有無について（上記（1）②）

上記（1）②にも示したとおり、危険時の措置（応急の措置）を現に講ずべき事態を生じた事実があった場合には、原子力規制委員会に対して何らかの報告がされていることが一般的であるため、この事実関係の確認をあえて、立入検査において行うことを要するのは極めて例外的な場合に限られ、また、そのような場合においては、事情が個々に異なると考えられることから、検査手法として一律のものを示すことは困難である。

あくまでも、検査手法の一例として示せば、下記イ～ホに関する記録等の調査により把握した内容のほか、必要な場合には、関係者への聴取の内容を手がかりに事実関係の確認をする方法が考えられる。

- イ 使用施設等に立ち入った者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定に係る記録（法第20条第3項）
- ロ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し講じる保健上必要な措置（法第24条）に係る記録等
- ハ 法令報告事象の発生、法令報告、10日報及び原因と対策に係る報告等の事業所等内における意思決定の経緯等を示す記録
- ニ 放射線業務従事者が、放射性同位元素の誤摂取、皮膚汚染、線量限度を超えた被ばく等が発生した場合に行う健康診断（規則第22条第1項第3号）に係る記録等
- ホ ホームページの活用、問合せ窓口による問合せ対応並びに公衆及び報道機関への情報提供（規則第21条第1項第13号）に係る記録等

- ③ 現に講じた危険時の措置（応急の措置）の内容が、規則第29条の規定に従ったものであることについて（上記（1）③）

検査の前に報告され、既に原子力規制委員会において把握している危険時の措置（応急の措置）の内容及び上記②に例示した検査手法等を通じて把握した危険時の措置（応急の措置）の内容が、規則第29条の規定に従って行われたことを確認する。

④ 災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急措置）を除く。〕について（上記（2））

イ 災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕を講じるために必要な組織体制・手順について（上記（2）①及び②）

検査の前にあらかじめ確認しておいた許可届出使用者及び許可廃棄業者の放射線障害予防規程の内容に加え、立入検査においては、その下部規程の内容を確認するものとし、必要な場合には、関係者への聴取を行い、さらには、本ガイドの他の章に定められた検査手法等を通じて把握した事業所等の規模・実態も踏まえながら、使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）において定めている組織体制・手順が、それぞれの事業所等において現に確保されていることを確認する。

ロ 現に災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕を講じた事実の有無及びその措置が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた手順に沿って実施されたことについて（上記（2）③）

主に、許可届出使用者又は許可廃棄業者が、それぞれ、規則第24条第1項第1号ヨ又は同条同項第3号トの規定に基づき記帳している放射線施設の点検実施年月日、点検結果及びこれに伴う措置の内容を確認し、必要な場合は、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた責任者その他の関係者への聴取も行うことを通じて、現に実施した災害が起こった時の措置〔危険時の措置（応急の措置）を除く。〕の内容を把握し、その実施手順を上記イで確認した放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められている手順とも照らし合わせることにより、上記（2）③の事実を確認する。

2. 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供の実施に係る立入検査対象事項及び検査手法

（1）放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供の実施に係る立入検査対象事項

上記I.2.に示したとおり、放射線障害予防規程届出者については、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関することを放射線障害予防規程に定めることになっている（規則第21条第1項第13号）。このため、立入検査の前に、使用者

等が届け出た放射線障害予防規程をあらかじめ確認しておくものとし、立入検査においては、主に、下記の点を確認することを検査事項とする。

- ① 放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた情報提供を行うための組織体制・手順が、立入検査を通じて把握した使用者等の事業所等の規模及び実態に照らし、適当であること。一般的には、下記に例示するような事項が定められていることが多い。
 - イ 対外的な情報提供を実施する組織及び責任者
 - ロ 対外的な情報提供の方法及び外部からの問合せへの対応方法
 - ハ 放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生の状況等について外部に提供する情報の内容
- ② 使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めた対外的な情報提供を行うための組織体制・手順が現に確保されていること。
- ③ 対外的な情報提供を行った事実の有無と、対外的な情報提供が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた手順に沿って実施されたこと。

（2）検査手法

- ① 放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた情報提供を行うための組織体制・手順が、使用者等の事業所等の規模及び実態に照らし、適当であることについて（上記（1）①）
検査の前にあらかじめ確認しておいた放射線障害予防規程の内容に加え、立入検査においては、その下部規程の内容を確認するものとし、さらに、本ガイドの他の章に定められた検査手法等を通じて把握した事業所等の規模・実態も踏まえながら、使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）において定めている組織体制・手順が、事業所等の規模・実態に照らして適当であることを確認する。
- ② 使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めた対外的な情報提供を行うための組織体制が確保され、手順が定められていることについて（上記（1）②）
放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた対外的な情報提供に関する責任者その他の関係者に対して聴取を行うことなどにより、対外的な情報提供に係る組織体制・手順の実態を把握し、これが、上記①で確認した使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めている組織体制・手順に沿うものとなっていることを確認する。

- ③ 対外的な情報提供を現に行った事実の有無と、対外的な情報提供が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた手順に沿って実施されたこと（上記（1）③）

放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の対外的な情報提供を行った事実の有無については、例えば、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた対外的な情報提供に関する責任者その他の関係者に対して聴取を行うこと等により把握する。

対外的な情報提供を行った事実が把握された場合には、その事実を示す記録（例えば、対外的な発表を行った際の意思決定に係る資料や対外的な発表資料の写し等）が残されている場合は同記録を確認し、また、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた対外的な情報提供に関する責任者その他の関係者に対して聴取を行うなどして、対外的な情報提供が、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた手順に沿って実施されたことを確認する。

3. 法令報告の実施に係る立入検査対象事項及び検査手法

（1）法令報告の実施に係る立入検査対象事項

- ① 法令報告を行うための組織体制・手順の確保がされていることを確認すること

法令報告は、法令報告事象が発生したことを判断した場合に直ちに報告することが求められているものであるため（法第31条の2及び規則第28条の3各号）、これを適切に講じるための前提として、一定の組織体制・手順の確保がされていることが必要である。この際、使用者等が事業所等において取り扱う放射性同位元素等の量や使用施設等の規模により、確保しておくべき一定の組織体制・手順の内容及び程度については大きな違いがあることに十分留意する必要がある。

上記I. 3. (2)に示したとおり、放射線障害予防規程届出者については、放射線管理の状況の報告に関するものの一つとして法令報告に関する事項を放射線障害予防規程に定めることになっている（規則第21条第1項第16号）。このため、立入検査の前に、使用者等が届け出た放射線障害予防規程をあらかじめ確認しておくものとし、立入検査においては、主に、下記の点を確認することを検査事項とする。
イ 放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた法令報告を行うための組織体制・手順が、立入検査を通じて把握した使用者等の事業所等の規模及び実態に照らし、適当であること。—

一般的には、下記 a 及び b に例示するような事項が定められていることが多い。

- a 法令報告を実施する責任者
- b 法令報告を実施すべき事項及びその手順

□ 使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めた法令報告を行うための組織体制・手順が現に確保されていること。

- ② 法令報告事象が発生した事実の有無及び発生した事実があったが法令報告がなされていない事例があった場合にあってはその原因等を確認すること

法令報告の義務を懈怠した者又は虚偽報告をした者に対しては、刑事罰が科せられることとなっている（法第52条第10号及び第57条）。このため、法令報告事象が発生した場合は、原子力規制委員会に報告されているはずであり、現に法令報告されたもののほかに、法令報告事象が発生した事実があるか否かを立入検査において直接的に確認する必要はほぼないと考えられる。

法令報告事象の発生事実について原子力規制委員会に報告がなかった可能性等が把握された場合には、立入検査において直接的に事実関係を確認する必要がある。このような場合には、現に行われた法令報告の他に、法令報告事象が発生した事実がなかったか確認するため、その事実関係に関する資料等を調べるとともに、法令報告事象が発生していたにもかかわらず法令報告が行われていなかつたことが確認された場合においては、併せてその原因等を確認することが立入検査事項となる。

- ③ 現に行行った法令報告及び法令報告事象への対応が、法令等に従い適切に行われていることを確認すること

発生した法令報告事象について、例えば下記イ～ニの事項等を確認することを検査事項とすることにより、法第31条の2に従い適切に法令報告が行われていることを確認する（ただし、立入検査時点において既に法令報告が行われている場合は、下記イ及びロの確認は検査事項から除かれる。）。

- イ 発生した法令報告事象の内容及び発生日時
- ロ 法令報告事象の判断及び報告が、規則第28条の3の規定によるものとなっていること
- ハ 法令報告事象の原因の調査及び再発防止策の決定が計画的に実施されていること

二 放射線障害予防規程届出者にあっては、法令報告が、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定めた手順に従い行われてること

(2) 検査手法

- ① 法令報告を行うための組織体制・手順の確保がされていることについて（上記（1）①）
イ 放射線管理の状況の報告に関する事項（規則第21条第1項第16号）を放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている放射線障害予防規程届出者の場合

これらの者については、例えば、検査の前にあらかじめ確認しておいた放射線障害予防規程の内容に加え、立入検査においては、その下部規程の内容を確認するものとし、必要な場合には、補助的な手法として、法令報告の実施を担当する責任者その他の関係者への聴取を行い、使用者等が放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）において定めている組織体制・手順が、それぞれの事業所等において現に確保されていることを確認する。なお、確認に際しては、本ガイドの他の章に定められた検査手法等を通じて把握した事業所等の規模・実態について留意する。

ハ 上記イ以外の使用者等の場合

上記イ以外の使用者等についても、法令報告を行う義務自体は課されている（法第31条の2）ため、例えば、上記イの放射線障害予防規程の下部規程の内容の検査手法と同じように、使用者等が独自に定めている手順書・内規等がある場合は、その内容を確認するほか、必要な場合には、法令報告の実施を担当する責任者その他の関係者への聴取を行い、さらには、本ガイドの他の章に定められた検査手法等を通じて把握した事業所等の規模・実態も踏まえながら、法令報告を行うために必要な組織体制・手順がそれぞれの事業所等において現に確保されていることを確認する。

- ② 現に行われた法令報告のほかに、法令報告事象が発生した事実がなかったか及び事実があったが法令報告がなされていなかった場合の原因等の確認について（上記（1）②）

上記（1）②にも示したとおり、法令報告事象を生じた事実があった場合には、原子力規制委員会に対して法令報告がされることになっているため、この事実関係の確認をあえて、立入検査において行うこととするのは極めて例外的な場合に限られる。そのような場合においては、検査の実施の際、事案に固有の事項を考慮する必要もあるこ

とから、一律の検査手法を示すことは困難であるが、検査手法の一例として、下記イ～ニに関する記録等の調査により把握した内容のほか、必要な場合には、関係者への聴取の内容を手がかりに事実関係の確認をする方法が考えられる。

また、法令報告事象が発生していたにもかかわらず法令報告が行われていなかつたことが確認された場合には、責任関係や手順の誤りの有無などその原因等を確認するため、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）において定めている組織体制・手順を改めて確認する。

イ 使用施設等に立ち入った者の受けた放射線の量及び汚染の状況の測定に係る記録（法第20条第3項）

ロ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し講じる保健上必要な措置（法第24条）に係る記録等

ハ 放射線業務従事者が、射性同位元素の誤摂取、皮膚汚染、線量限度を超えた被ばく等が発生した場合に行う健康診断（規則第22条第1項第3号）に係る記録等

二 規則第24条第1項第1号ヨ又は同条同項第3号トの規定に基づき記帳している放射線施設の点検実施年月日、点検結果及びこれに伴う措置の内容

③ 法令報告及び法令報告事象への対応が、法令等に従い適切に行われていることについて（上記（1）③）

イ 上記（1）③イ及びロについて

これらの事実については、主に、検査の前に報告され、既に原子力規制委員会においてあらかじめ把握している法令報告の内容を確認することにより確認できる。

ロ 上記（1）③ハについて

a 使用者等が既に10日報及び法令報告事象に係る最終的な報告を終えている場合

法令報告事象の対象となった施設・設備の状態の確認や、関係者への聴取によって、報告された内容に従って再発防止策が講じられていることを確認する。

b 上記a以外の場合

関係者への聴取などにより、原因調査及び再発防止策の立案に向けた検討が適切に進められていることを確認する。

ハ 上記（1）③ニについて

放射線障害予防規程届出者に該当する者について、法令報告事象の発生から最終的な報告を行った際の記録（例えば、法令報告事象

に該当することの判断等、法令報告に係る事業所等内部における意思決定の経緯を示す資料等)が残されている場合には同記録の内容を確認し、また、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた法令報告に関する責任者その他の関係者に対して聴取を行うなどして、法令報告が、放射線障害予防規程（その下部規程を含む。）に定められた手順に沿って実施されたことを確認する。

第8節 業務の改善その他の必要な措置を講じる責務（法第38条の4関係）

I. 業務の改善その他の必要な措置に係る法令の規定（法第38条の4）

（1）使用者等の責務である業務の改善その他の必要な措置

① 業務の改善その他の必要な措置について

イ 業務の改善その他の必要な措置を行う責務について

法第38条の4は、放射性同位元素の利用の拡大に伴い、その技術等も日々変化を遂げる中で、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者及び表示付認証機器使用者には、最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護を確実なものとするための活動を自ら行う第一義的責任があることを明確にしたものである。なお、本節においては、業務の改善その他の必要な措置（以下本節において「業務の改善等」という。）のうち、放射線障害の防止に係るものについて記載することとする。

本責務規定との関係において立入検査の対象となる者は、上記の者から表示付認証機器届出使用者に該当しない表示付認証機器使用者を除いた者となる（法第43条の2第1項）。このほか、廃止措置実施中の許可取消使用者等（法第28条第1項）については、これを許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなし、法第38条の4及び法第43条の2第1項の規定が適用されることになっている（法第28条第7項）。以下この節においては、本責務規定との関係において立入検査の対象となる者を「使用者等」という。

□ 業務の改善等について考慮される事項の例

業務の改善等の対象とすべき事項及びその内容・程度は、それぞれの使用者等が、その実態に応じて自主的に決めるべきものであるため、それらを一律に示すことは困難であるが、業務の改善等の実施について考慮すべき主な事項となるものの例として、下記のような点を挙げることができる。

- a 使用者等において業務の改善等を実施するために、ある特定の放射線業務従事者や放射線取扱主任者などの個人の能力のみに依存するのではなく、事業所等の実態に応じ、組織的に自主的な取組を講じることのできる体制を組むこと（規模の大きい使用者等の事業所等においては、外部評価

を活用する体制を導入することも有力な選択肢となり得る。)。

- b 業務の改善等の実施方針を明確にし、関係者間において共有を図ること。
- c 業務の改善等の計画を立案、実施し、その評価・検証結果に基づいて改善措置を行うという一連の活動を継続的に繰り返し行う仕組を整備すること。
- d 業務の改善等の実施に当たり、上記 c の一連の活動を継続的に繰り返し行うために必要となる人的・財政的資源の手当てができる者（マネジメント層）が関与すること。
- e 他法令に基づき整備している既存の安全管理促進のための仕組を活用することもできること。

② 放射線防護の最適化

放射線防護の最適化の原則は、ICRP(国際放射線防護委員会)2007年勧告において、「被ばくの生じる可能性、被ばくする人の数及びその個人線量は、すべての経済的及び社会的要因を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保つべきである。」と示されており、原文の As Low As Reasonably Achievable の頭文字をとって、ALARA の原則と呼ばれている。法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、なお、合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする使用者等の自主的な活動は、放射線防護の最適化に向けた取組であり、使用者等が取り組むべき業務の改善等の項目の一つとして位置付けられる。

(2) 業務の改善に係る事項を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務（規則第21条第1項第15号）

上記（1）①イに述べたとおり、業務の改善等は、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者及び表示付認証機器使用者にこれを行う責務があり（法第38条の4）、この中でも、取り扱う放射性同位元素等の量や施設の規模が比較的大きい特定許可使用者及び許可廃棄業者については、業務の改善を行う責務に加えて、業務の改善に係る事項を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務が課されている（規則第21条第1項第15号）。これらの者については、施設の具体的特徴を十分に踏まえた上で、放射線障害予防規程を定め、業務の改善を行うための方法及び組織的体制について、一層の充実を図ることが必要である。

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法等

(1) 業務の改善等を行う責務に係る立入検査対象事項の例(業務の改善等一般に共通する検査対象事項の例)

業務の改善等を行うために必要となる事項は、何を業務の改善等の対象にしているかのみならず、使用者等の業務の内容及び規模にも大きく依拠するため、業務の改善等に係る検査対象事項を一律に示すことは困難であるが、それらを例示的に挙げれば、おおむね下記①～③のようなものとなる。

また、下記①～③に例示した放射線障害の防止に係る業務の改善等の活動に関する事項は、立入検査において、必ずしも同活動のみに特化した独立の体制の確立、その実施及び記録が確認できなければならないものではなく、例えば、業務の改善等に係る活動を、それ以外の活動も包含した既存の品質管理活動の一つに位置付け、その品質管理活動の中で実施していることを確認することで足りる場合もある。

① 業務の改善等の活動の対象となる事項及びその実施のための組織体制を確認すること

イ 業務の改善等の対象となっている事項及び業務の改善等に係る人・組織の範囲が明確になっていることを確認する。なお、業務の改善等の実施に必要な人・組織の規模・体制は、業務の改善等の対象となっている事項や、事業所等の規模により千差万別であると考えられるため、検査においては、この点に十分留意する。

ロ 業務の改善等の対象となっている事項の性質・内容に応じ、当該業務の改善等を継続的に実施するために必要となる人的・財政的資源の手当てができる者であるマネジメント層の関与があることを確認する。なお、ここにいうマネジメント層の関与とは、人的・財政的資源に係る最終的な判断権限を持つ法人の代表者や役員の肩書を有する者の現場における直接的な関与を必ずしも意味するものではなく、必要な場合に、業務の改善等を単に個々人の活動としてではなく、組織的に進めて行くための仕組を機能させることのできる立場にある者の関与をいう。

ハ 業務の改善等の実施状況を管理監督する責任者が置かれていることを確認し、上記ロの点とあわせて、業務の改善等に係る自主的な取組を講じることのできる組織的体制が構築されていることを確認する。なお、ここにいう責任者も、必ずしも法人の代表者や役員の肩書を有する者を充てることを要求するものではない。業務の改善等の実施状況を現場レベルで管理し、必要な場合

に関係部署と連絡調整し、業務の改善等を組織的に進めて行くための仕組を機能させることのできる立場にある者であれば、それで足りる。

② 業務の改善等の実施状況（計画立案、実施、評価・検証及び改善措置）について確認すること

計画立案、実施、評価・検証及び改善措置のプロセスを継続的に繰り返し行うための手順、方法及び判断基準が定められ、業務の改善等に係るこれらの一連の活動が現に継続的に行われていることを確認する（業務の改善等の対象となっている事項にもよるが、一般的には、これらの一連の活動が、1年に1回以上のサイクルで実施されていることが推奨される。）。

③ 業務の改善等に係る評価や改善措置等の内容について記録が行われている場合は、その内容を確認すること

業務の改善に係る事項を放射線障害予防規程に定めなくてはならない特定許可使用者及び許可廃棄業者（規則第21条第1項第15号）については、業務の改善に係る体制及び手順のほか、業務の改善に係る評価及び改善措置の内容がわかるよう、必要な記録を行うことを放射線障害予防規程に規定するよう「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」15-1)～15-3)に定めている。このため、これらの使用者等については、同規程に記載された業務の改善に係る体制及び手段が現に確保されていること並びに業務の改善に係る評価及び改善措置の記録の内容を確認する。

これら以外の使用者等については、業務の改善等に係る体制及び手順を放射線障害予防規程に定める義務は課されておらず、業務の改善等に係る評価や改善措置等の内容を記録することについても法令上の義務は課されていない。しかしながら、業務の改善等の実施に係る一連のプロセスが現に行われていることを事業所等においてより適切に把握するという観点から、業務の改善等に係る体制及び手順並びに評価及び改善措置の内容について自主的な記録を作成しておくことは推奨される。

（2）放射線防護の最適化の実施状況に係る立入検査対象事項の例

放射線防護の最適化の実施状況について立入検査を行う場合には、上記（1）に例示した業務の改善等一般に共通する検査事項のほか、下記に例示した事項が検査事項となる。

① 放射線防護の最適化の実施のための組織体制に係る検査事項

- イ 事業所等において、放射線施設に立ち入った者及び放射線障害のおそれのある場所に係る測定（法第20条）の結果を踏まえ、放射線防護の最適化に向けた検討をする仕組（例えば、測定の結果や作業の実績を踏まえ、線量管理を担当する部門と作業現場の管理を担当する部門が連携し、合理的に達成可能な被ばくの低減について立案、検討及び承認する仕組）があること。
- ロ 被ばくに係る現場の情報を踏まえ、マネジメント層の関与により、放射線防護の最適化を実施するために必要な人的・財政的資源の配分を行うことのできる仕組があること。

② 放射線防護の最適化の実施状況に係る検査事項

- イ 放射線防護の最適化に向けた計画立案について
 - a 計画立案の内容が事業所等の実情に応じたものとなっているか

検査においては、使用者等が事業所等における個別の作業環境、作業量及び被ばくの実績を踏まえた上で、これらの具体的な実情に応じた計画を立案していることを把握するものとする。事業所等の具体的実情とは関係なく、一連のプロセスの終了ごとに、より厳しい内容の新規の計画を形式的に立案することを求めているものではない点に留意する。事業所等の実情に応じた計画立案の例として、下記のようなものがある。

- i. 既に極めて低く線量が抑えられており、経済的及び社会的要因を考慮の上、これを合理的に低減させる現実的な方法を現時点において事実上見出し難い状況にある使用者等が、引き続き現状を維持すべく、従来と同内容の計画を立案し、これを継続すること。
- ii. 自己の事業所等に固有の具体的事情のほか、下記bに示したようなメリットとデメリットのバランスを考慮してもなお、
 - ・ 自己若しくは同種の他の事業所等において発生した事故等の教訓若しくは情報を踏まえて改善の余地が認められる場合
 - ・ 自己の事業所等の被ばく線量の値が、法令の定める線量限度を十分下回ってはいるものの、同種の他の類似する事業所等における被ばく線量の値と比べると、明らかに高いと判断される場合

に、合理的にさらに線量を低減させることを目的として、従来の計画と内容の異なる新たな計画を立案すること。

- b 計画立案において、メリットとデメリットのバランスが考慮されていることを把握する

計画立案に当たっては、計画実施によって得られる被ばく低減の効果（メリット）と計画実施に伴う作業の質や効率の低下、費用の過度な増加等（デメリット）のバランスを踏まえた実現可能性を考慮することが重要である。このため、検査においては、使用者等が計画立案において何をメリットと認識し、何をデメリットと認識した上で判断したのかについて、使用者等の考え方を把握することが重要な要素となる。

このように、放射線防護の最適化は、技術的な知見のみならず、経済的・社会的要因をも考慮に入れながら、合理的に達成できる限り線量を低くする活動であるから、これらの経済的・社会的要因やバランスについて考慮することなく、ただ単に被ばく線量の最小化の結果だけを求める活動とは異なるものである点に留意する必要がある。

□ 放射線防護の最適化の実施について

使用者等が自主的に策定した計画及び手順に沿って放射線防護の最適化を実施していることを確認する。

ハ 放射線防護の最適化活動の実施に対する評価・検証について

使用者等が放射線防護の最適化活動に係る評価・検証をするために、どのような判断基準（事業所等の実態を踏まえたものであれば、必ずしも定量的なものである必要はなく、定性的なものであっても良い。）を自ら設定し、その判断基準に基づき、どのような評価・検証を行ったのかを把握する。

ニ 改善措置について

使用者等が自ら行った放射線防護の最適化活動の実施に対する評価・検証の結果を踏まえ、どのような改善処置を講じたのかを把握する。

【放射線防護の最適化の実施状況を検査する場合の主な留意事項】

放射線防護の最適化は、現在の状況の下で、合理的に達成可能な改善を目指す一連の活動を継続するというプロセスに対する要求であるから、立入検査においては、被ばく低減の結果のみに着目するのではなく、放射線防護の最適化に向けた計画の立案、実施、評価・検証及び改善措置の一連の継続的プロセス全体に着目するこ

とが重要である。

(3) 検査手法

- ① 業務の改善に係る事項を放射線障害予防規程に定める義務を負う特定許可使用者及び許可廃棄業者の場合

関係者への聴取等を通じ、放射線障害予防規程（下部規程も含む。）に記載された業務の改善を進めるための体制及び手順が現に存在していることを確認する。

さらに、業務の改善等に係る記録の内容のほか、必要な場合には、補助的な手段として業務の改善等に係る事業所等の関係者への聴取を行うことにより、放射線障害の防止に係る業務の改善等に関する一連の活動（計画立案、実施、評価・検証及び改善措置）が現に持続的に行われていることを確認する。そして、これらの確認を通じて、使用者等の体制及び手順が、放射線障害防止について継続的に業務の改善等を実施し得るものになっていることを確認する。

- ② 上記①以外の使用者等の場合

上記①以外の使用者等は、取扱う放射性同位元素等の量が比較的小ないなどの理由により、業務の改善に係る事項を放射線障害予防規程に定め、届け出る義務は課されていないが、これらの者についても、業務の改善等に係る活動を継続的に実施する責務はあるため（法第38条の4）、現場において確認した事業所等の規模及び実態も踏まえながら、上記①の手法に準じ、業務の改善等を行うための体制・手順について記載した資料がある場合は、その内容を確認することにより、一定の体制・手順が存在することを確認する。また、かかる資料がない場合は、関係者への聴取により、業務の改善等に係る何らかの体制・手順が存在することを確認する。

さらに、業務の改善等に係る評価及び改善措置の内容について使用者等が自ら記録した資料がある場合には、その内容を確認するほか、必要な場合には、補助的な手段として業務の改善等に係る事業所等の関係者への聴取を行うことにより、放射線障害の防止に係る業務の改善等に関する一連の活動（計画立案、実施、評価・検証及び改善措置）が現に持続的に行われていることを確認する。そして、これらの確認を通じて、使用者等の体制及び手順が、放射線障害防止について継続的に業務の改善等を実施することができるものであることを確認する。

第5章 廃止等に伴う義務

第1節 使用の廃止等の届出関係（法第27条第1項関係）

I. 使用の廃止等の届出に係る法令の規定（法第27条）

1. 使用の廃止又は業の廃止の届出の義務等（法第27条第1項及び第2項）

（1）廃止届を行う義務（法第27条第1項）

許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）については、許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者については、その業を廃止したとき、それぞれ、その旨を遅滞なく原子力規制委員会に届け出る義務を負う（規則第25条第1項及び規則第26条の2第1項）。

（2）廃止届をした場合の許可の効力の喪失（法第27条第2項）

使用の許可又は廃棄の業の許可は、上記（1）の届出（廃止届）をしたときに許可そのものは効力を失う（法第27条第2項）。

2. 使用者等が死亡、解散又は分割をした際に、法第26条の2又は第26条の3の規定に基づく地位の承継がなかった場合における相続人等の届出義務（法第27条第3項）

（1）使用者等が死亡、解散又は分割をした際に、法第26条の2の規定に基づく地位の承継がなかった場合

法第26条の2の規定による使用者等の地位の承継がなかった場合には、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等を承継した法人（以下この章において「相続人等」という。）にその旨を遅滞なく届け出る義務を課している。

（2）廃止措置を完了していない許可取消使用者等が死亡、解散又は分割をした場合

許可を取り消された使用者等、廃止届又は死亡・分割・解散の届出をしなければならない者（許可取消使用者等）は、廃止措置を講じる義務を負う（法第28条第1項）。

許可取消使用者等は、廃止措置を完了するまでの間、従前の使用者等

とみなして、法第27条第3項の規定((1)参照)を適用することとなっている(法第28条第7項)。また、廃止措置を完了していないまま死亡、分割又は解散した許可取消使用者等の相続人等は、法第28条第1項の定める「前条(法第27条)・・・第3項・・・の規定により届出をしなければならない者」に該当することになるため、かかる相続人等もまた許可取消使用者等となる。

このため、廃止措置を実施中の許可取消使用者等が死亡、解散又は分割をした際には、その相続人等は、許可取消使用者等として遅滞なく法第27条第3項に基づく届出をする義務を負うほか、廃止措置の完了までの間は、使用者等とみなされ、法第28条第7項に列挙された使用者等に対する規定が適用される。

II. 使用の廃止等の届出に係る立入検査対象事項及び検査手法等

1. 廃止届(法第27条第1項)に係る立入検査対象事項及び検査手法等

(1) 廃止届(法第27条第1項)に係る立入検査対象事項

使用者等が、許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止又は業を廃止してから遅滞なく、使用者等の区分に応じ、所定の様式により廃止の届出が行われていることを確認する。

使用者等の分類	届け出るべき時期	届出様式
許可届出使用者 (規則第25条第1項)	許可又は届出に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止してから遅滞なく	別記様式第32
表示付認証機器届出使用者 (規則第26条の2第1項)	業を廃止してから遅滞なく	別記様式第37
届出版売業者 届出賃貸業者 許可廃棄業者 (規則第25条第1項)	業を廃止してから遅滞なく	別記様式第32

(2) 検査手法

下記①及び②の点につき、それぞれ、下記の方法により上記(1)の事実を確認する。

① 使用者等の分類に応じ、所定の様式により廃止の届出が行われていること

検査の前に、表示付認証機器届出使用者以外の使用者等については、別記様式第32により、表示付認証機器届出使用者については、別記様式第37により廃止届が行われていることを確認して

おく。

② 廃止してから遅滞なく届け出られていること

イ 現実に廃止した日の確認

規則第24条第2項により廃止の日に閉鎖することとなって
いる帳簿の閉鎖状況を確認すること、又は、関係者への聴取を行
うことなどにより、現実に廃止した日が、検査の前に確認してお
いた廃止届に記載された廃止年月日と一致することを確認する。

ロ 廃止してから遅滞なく届け出られていることの確認

廃止届に記載された日付などから、同届出が上記イで把握し
た現実に廃止した日から遅滞なく行われていることを確認する。

2. 使用者等が死亡、解散又は分割をした際などに、その地位の承継がなかった場合における相続人等の届出（法第27条第3項）に係る立入検査対象事項
及び検査手法等

（1）相続人等の届出（法第27条第3項）に係る立入検査対象事項

使用者等又は廃止措置実施中の許可取消使用者等が、死亡、解散又は分割をした際に、法第26条の2の規定に基づく地位の承継がなかった場合に、その相続人等が、遅滞なく所定の様式及び手続により死亡、解散又は分割の届出を行っていることを確認する。

分類	届け出るべき 時期	届出の義務を負う者 (相続人等)	届出様式
許可届出使用者 (規則第25条 第2項)	自然人である 使用者等が死 亡又は法人で ある使用者等 が解散若しく は分割した場 合において、 その地位の承 継がなかっ たときに遅滞な く	使用者等が死亡、解散又は分割し た場合に、法第26条の2の規定 に基づく地位の承継がなかった場 合の相続人若しくは相続人に代わ って相続財産を管理する者又は清 算人、破産管財人、合併後存続し、 若しくは合併により設立された法 人若しくは分割により放射性同位 元素、放射線発生装置、放射性汚染 物、使用施設等若しくは廃棄物詰 替施設等を承継した法人	別記様式 第33
表示付認証機器 届出使用者 (規則第26条 の2第1項)			別記様式 第38
届出販売業者 届出賃貸業者 許可廃棄業者 (規則第25条 第2項)			別記様式 第33

【本件立入検査対象事項に関する留意事項】

○ 法人の解散について

法人の解散事由には、多種多様なものがある。法人の解散事由は、

それぞれの法人の設立の根拠法において規定されている。その主なものを例示すると下記のとおりである。

法人の種類（根拠法）	主な解散事由
1) 株式会社（会社法第 471 条） 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 条 第 3 号の規定による廃止前の有限会社法の規定による有限会社であって現存するもの（特例有限会社）についても同じ（整備法第 2 条第 1 項）。	a 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生 b 株主総会の決議 c 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） d 破産手続開始の決定 e 会社法の定める解散を命ずる裁判
2) 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条）	a 定款で定めた存続期間の満了 b 定款で定めた解散の事由の発生 c 社員総会の決議 d 社員が欠けたこと。 e 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。） f 破産手続開始の決定 g 左記法律の定める解散を命ずる裁判
3) 一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条）	a 定款で定めた存続期間の満了 b 定款で定めた解散の事由の発生 c 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能 d 合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。） e 破産手続開始の決定 f 左記法律の定める解散を命ずる裁判
4) 学校法人（私立学校法第 50 条）	a 理事の 3 分の 2 以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決 b 寄附行為に定めた解散事由の発生 c 目的たる事業の成功の不能

	d 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人との合併 e 破産手続開始の決定 f 私立学校法第62条第1項の規定による所轄庁の解散命令
5) 社団たる医療法人（医療法第55条第1項）	a 定款に定めた解散事由の発生 b 目的たる業務の成功的不能 c 社員総会の決議 d 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。） e 社員の欠亡 f 破産手続開始の決定 g 設立認可の取消し
6) 財団たる医療法人（医療法第55条第3項）	a 寄附行為に定めた解散事由の発生 b 目的たる業務の成功的不能 c 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。） d 破産手続開始の決定 e 設立認可の取消し

（2）検査手法

下記①～③の点につき、それぞれ、下記の方法により上記（1）の事実を確認する。

① 死亡、解散又は分割の際に、法第26条の2の規定に基づく地位の承継がされていないこと

イ 死亡、解散又は分割の事実があったこと及びその年月日の確認

例えば、法第27条第3項に基づく届出に解散若しくは分割に関する登記の写しが添えられている場合は、同写しの記載内容を検査前に把握しておく。同写しが添えられていない場合は、相続人等その他の関係者へ聴取し、使用者等又は廃止措置実施中の許可取消使用者等に死亡、解散又は分割の事実があったことが分かる資料を確認し、その年月日が同届出に記載されている年月日と一致することを確認する。

ロ 法第26条の2の規定に基づく法人の地位の承継の有無の確認

許可使用者又は許可廃棄業者については、法人の合併又は分割による地位の承継は、原子力規制委員会の認可を受けることが要件となっている（法第26条の2第1項及び第2項）。

また、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者の法人の合併又は分割による地位の承継に当たっては、承継した法人は、承継の日から30日以内に原子力規制委員会に届出を行わなければならない（法第26条の2第8項）。

いずれの場合においても、法第26条の2の規定に基づく法人の地位の承継の認可又は届出が行われているかどうかを検査前に把握しておく。なお、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者又は届出賃貸業者の法人分割による地位の承継が認められるのは、同届出に係るすべての放射性同位元素等を承継させる場合に限定されているところ（法第26条の2第4項～第7項）、同届出の記載内容のみからこの事実関係を正確に把握することはできない場合は、さらに立入検査において、関係者への聴取を行うことなどにより確認する。

② 相続人等が、その区分に応じ、所定の様式により死亡、解散又は分割の届出を行っていること

イ 届出者が相続人等に該当する者であることを確認

検査前に、死亡、解散又は分割の届出の「届出者の死亡、解散又は分割した者との関係」の欄の記載内容（同届出に登記の写しが添えられている場合には、その内容を含む。）を把握しておく。このほか、必要な場合は、関係者への聴取を行い、届出者が相続人等に該当する者であることを確認する。

相続人等：上記（1）参照。相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等を承継した法人（法第27条第3項）

ロ 死亡、解散又は分割の届出が所定の様式により行われていること

検査前に、相続人等の行った届出が、表示付認証機器届出使用者以外の者に係るものである場合は、別記様式第33により、表示付認証機器届出使用者に係るものである場合には、別記様式第38により行われていることを確認しておく。

③ 地位の承継がなかったときに遅滞なく届け出られていること

上記①により把握した死亡、解散又は分割の年月日と届出に記載された死亡、解散又は分割の年月日が一致することを確認した上で、死亡、解散又は分割の日から遅滞なく同届出が行われていることを

確認する。

第2節 許可取消使用者等が行うべき廃止措置等（法第28条関係）

I. 許可取消使用者等が行うべき廃止措置等に係る法令の規定（法第28条各項）

1. 許可取消使用者等による廃止措置計画の届出及び廃止措置の実施義務（法第28条第1項及び第2項）

（1）許可取消使用者等（法第28条第1項）

許可取消使用者等には、下記の者が該当する。

- ① 法第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者
- ② 法第27条第1項の規定に基づき廃止届を行う義務を負う使用者等
- ③ 法第27条第3項の規定に基づき死亡、解散又は分割の届出を行う義務を負う相続人等（法第28条第7項の規定により廃止措置が完了するまでの間、法第27条第3項の規定を適用する場合を含む。）

（2）許可取消使用者等による廃止措置計画の策定及び届出義務（法第28条第2項）

① 廃止措置計画に定めるべき事項（規則第26条第2項各号）

- イ 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
- ロ 放射性同位元素による汚染の除去の方法
- ハ 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法
- ニ 汚染の広がりの防止その他の放射線障害防止に関し講ずる措置
- ホ 計画期間

② 廃止措置計画の届出義務（法第28条第2項）

許可取消使用者等は、廃止措置（下記（3）参照）を実施しなくてはならず、同措置を実施しようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会に届け出る義務を負う。所定の様式の届書に添えて又は所定の届書により行わなくてはならない（規則第26条第4項又は規則第26条の2第2項）。

（3）許可取消使用者等による廃止措置の実施義務（法第28条第1項）

許可取消使用者等が実施しなくてはならない廃止措置の主な内容は下記のとおり（括弧内の号番号は、規則第26条第1項の各号）。

- ① 所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲渡し、又は廃棄する（第1号）

- ② 借り受けている放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に返還する（第2号）
- ③ 放射性同位元素による汚染を除去する（ただし、廃止措置に係る事業所等を譲り渡す場合であって、すべての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として許可使用者又は許可廃棄業者に譲渡する場合は、汚染除去の必要はない）。（第3号）
- ④ 放射性汚染物を許可使用者（上記③ただし書きの場合に、事業所等を譲り受けた者に限る。）若しくは許可廃棄業者に譲渡し、又は廃棄する（第5号）
- ⑤ 測定義務及び測定結果の記録義務（第6号）

イ 測定義務

許可取消使用者等は、放射線障害のおそれのある場所に係る放射線の量及び汚染の状況並びに施設に立ち入った者に係る放射線の量及び汚染の状況について、それぞれ、法令の定める時期に測定を行わなくてはならない。

ロ 測定結果の記録義務

許可取消使用者等は、これらの測定の結果を記録しなくてはならない。

- ⑥ 記帳義務（第7号）

下表に掲げた分類に応じた記載すべき事項を帳簿に記載しなくてはならない。

			帳簿に記載すべき事項
放射性同位元素	所有するもの	輸出 譲渡	種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称 (規則第26条第1項第7号イ)
		廃棄	種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所 (規則第26条第1項第7号ロ)
	借り受けているもの	輸出 返還	種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称 (規則第26条第1項第7号ハ)
放射性汚染物	発生	種類及び数量	(規則第26条第1項第7号ニ)
		譲渡	種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称 (規則第26条第1項第7号ホ)
	廃棄	種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所	(規則第26条第1項第7号ヘ)

- ⑦ 廃止日等における使用者等の区分に応じた所定の資格を有する者又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者に廃止措置の監督をさせる（第8号）
- ⑧ 規則第20条第4項第2号～第5号の2に定める測定の記録（被ばく及び汚染の記録）及び規則第22条第2項第1号に定める健康診断の記録を原子力規制委員会が指定する機関等に引き渡す（第9号）
 - イ 下記口以外の場合は、これらの記録を、原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡さなければならない。
 - ロ 廃止届に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄事業者としてこれらの記録を保存する。
- ⑨ 廃止措置を廃止措置計画の計画期間内に実施する（規則第26条第3項）

【許可取消使用者等が実施すべき廃止措置の内容の整理】

		実施すべき廃止措置の内容
許可取消 使用者等	1) 下記2) 及び3) のいずれにも該当しない許可取消使用者等	上記①～⑨ (規則第26条第1項本文)
	2) 販売廃止等業者、賃貸廃止等業者	上記①～④、⑥、⑦及び⑨ (規則第26条第1項ただし書)
	3) 表示付認証機器廃止等使用者	上記①～④及び⑨ (規則第26条第1項ただし書)

2. 廃止措置計画を変更する際に、計画変更届を行う義務（法第28条第3項）

許可取消使用者等は、届け出た廃止措置計画を変更しようとするときには、あらかじめ、所定の様式の届書に添えて、変更後の廃止措置計画を原子力規制委員会に届け出なくてはならない（規則第26条第5項又は規則第26条の2第3項）。
3. 届け出た廃止措置計画に従って廃止措置を実施する義務（法第28条第4項）

許可取消使用者等は、届け出た廃止措置計画（変更届を行った場合は変更後のもの）に従って廃止措置を実施しなくてはならない。
4. 廃止措置計画に記載した措置を終了した後の報告義務（法第28条第5項）

廃止措置計画に記載した措置を終了した許可取消使用者等は、その区分に応じ、所定の資料を添付の上、遅滞なく措置終了の旨及び講じた措置の内容を法令の定める様式に従って原子力規制委員会に報告する義務を負う。

5. 使用者等に対する規制のうち、廃止措置実施中の許可取消使用者等にも適用のある主な規定（法第28条第7項）

(1) 許可取消使用者等であって、従前の使用者等に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされ、これらの者に対する義務・責務を定めた規定の適用を受ける（その主なものは、下記のとおり。）。

- ① 保管の基準等（法第16条）
- ② 運搬の基準（法第17条）及び運搬に関する確認等（法第18条）
- ③ 廃棄の基準等（法第19条）
- ④ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上の措置等（法第24条）
- ⑤ 死亡、解散又は分割の後、法第26条の2に基づく地位の承継がなかった場合の相続人等による届出（法第27条第3項）
- ⑥ 上記⑤の届出義務を負う相続人等が、その被相続人等が死亡、解散又は分割した日に所有・所持していた放射性同位元素は、その日から30日を超えて所持・譲渡してはならない（法第29条第8号、第30条第9号及び第10号）
- ⑦ 事故等の原子力規制委員会への報告（法第31条の2）
- ⑧ 危険時の措置（法第33条）
- ⑨ 業務の改善その他の必要な措置（法第38条の4）
- ⑩ 報告徵収〔法第42条（ただし、規則第39条の定めにより、規則別記様式第54の報告及び第55の提出は除く。）〕
- ⑪ 立入検査（法第43条の2）

(2) 許可取消使用者等には課されない義務（主なもの）

施設基準適合義務（法第13条）及び放射線障害予防規程の変更の届出（法第21条）は課されない。

施設基準適合義務（法第13条）が課されないのは、廃止措置の主たる内容が、放射性同位元素の譲渡、放射性同位元素による汚染の除去及び放射線汚染物の廃棄であり、一般的には、廃止前に比べ放射線障害の生じるおそれは低いこと、廃止措置において行う汚染の除去の際には、施設自体の一部取り壊し等を伴う場合があり、使用中を想定している施設基準を適用できないことによる。

放射線障害予防規程の変更の届出の義務（法第21条）が課されなくなるのは、廃止措置は、あらかじめ届け出る廃止措置計画に従って行う

こととされているためである。

II. 許可取消使用者等が行う廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法等

1. 廃止措置計画の届出（法第28条第2項）に係る立入検査対象事項及び検査手法等

（1）廃止措置計画の届出（法第28条第2項）に係る立入検査対象事項

- ① 廃止措置計画に下表の左欄に掲げる事項（規則第26条第2項各号）が定められていることを確認すること。

廃止措置計画に記載すべき具体的な内容の例示は、下表の右欄に記載のとおり。廃止措置を実施しようとする時点における事業所等の実態に大きく依拠するため、同計画に定めるべき具体的な内容について一律に示すことはできない（例えば、使用していた放射性同位元素の量や放射線発生装置の規模が大きく、廃止措置の着手から終了までに相当の期間を要するものもあれば、規模が極めて小さく、廃止日の時点において廃止措置として実施すべき内容を実質的にほぼ了している者もある。）。

廃止措置計画に定めるべき事項	定められる具体的な内容の例示
イ 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法	輸出、譲渡又は返還の相手方の氏名・名称等 廃棄の方法・場所等
ロ 放射性同位元素による汚染の除去の方法	汚染の検出方法、検出された場合の汚染の除去の方法又は汚染の除去の際に発生した放射性汚染物を譲渡若しくは廃棄するまでの取扱い等
ハ 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法	譲渡の相手方の氏名・名称等 廃棄の方法・場所等
ニ 汚染の広がりの防止その他の放射線障害防止に関し講ずる措置	汚染状況の測定方法並びに廃止措置に従事する者の被ばく低減のための装備及び被ばくの管理方法等
ホ 計画期間	廃止措置の始期と終期の年月日

- ② 廃止措置計画の届出義務の遵守の確認（法第28条第2項）

- イ 廃止措置を現に実施するまでに廃止措置計画が定められているか。

- 廃止措置計画を定めた許可取消使用者等が、同計画を下表に示す届出の区分に応じ、所定の様式により同計画を定めた日から遅滞なく原子力規制委員会に届け出ているか。

廃止措置計画の届出の区分	届出様式等
1) 下記 2) の場合以外の届出	別記様式第34の届書に廃止措置計画を添える (規則第26条第4項)
2) 表示付認証機器廃止等使用者に係るもの	法第27条第1項の届出をしなければならない者 法第27条第3項の届出をしなければならない者 別記様式第37の届書による (規則第26条の2第2項) 別記様式第38の届書による (規則第26条の2第2項)

(2) 検査手法

① 廃止措置計画の内容の確認について（上記（1）①）

検査前に、届け出られている廃止措置計画が上記（1）①の左欄に掲げるイ～ホの事項を定めていることを確認しておく。

廃止措置計画の中に、譲渡・廃棄等をする放射性同位元素等の種類・数量が定められている場合は、規則第24条第2項に基づき廃止日等において閉鎖した帳簿に記載されている放射性同位元素等の在庫状況と照らして、同計画の内容が整合するものとなっていることを確認する。

さらに、廃止措置計画において放射性同位元素の輸出、譲渡、返還及び廃棄が予定されている場合は、その内容が、譲渡しの制限（法第29条）、所持の制限（法第30条）及び廃棄の基準等（法第19条）に違反するものとなっていないことを確認する。

② 廃止措置計画の届出義務の遵守の確認について（上記（1）②）

イ 廃止措置を実施するに当たり、あらかじめ廃止措置計画が定められているか（上記（1）②イ）

廃止措置に係る帳簿の記載内容のほか（規則第26条第1項第7号）、廃止措置の監督を行う者その他の関係者への聴取などにより、廃止措置を現に開始した日付と廃止措置計画を定めた日付の先後関係を把握し、同計画があらかじめ定められている事實を確認する。

ロ 廃止措置計画を定めた日から遅滞なく所定の様式により同計画の届出がされているか（上記（1）②ロ）

検査前に、同計画の届出の日付及び内容を把握しておき、届出の区分に応じ、所定の様式の届出が、上記イで把握した同計画を定めた日付から遅滞なく行われていることを確認する。

2. 廃止措置の実施に係る立入検査対象事項及び検査手法等

(1) 廃止措置の実施に係る立入検査対象事項

- ① 放射性同位元素の輸出、譲渡、廃棄及び返還、放射性同位元素による汚染の除去並びに放射性汚染物の発生、譲渡及び廃棄の状況に係る立入検査対象事項（規則第26条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号）（対象者：すべての許可取消使用者等）

			確認すべき事項
放射性同位元素 (規則第26条第1項第1号及び第2号)	輸出	種類、数量、その年月日及び相手方の氏名又は名称 (譲渡及び返還の相手方は、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者であること) 並びに譲渡しの制限（法第29条）及び所持の制限（法第30条）を遵守していること。	
	譲渡 返還 廃棄	種類、数量、その年月日、方法及び場所並びに廃棄の基準等（法第19条）を遵守していること。	
放射性同位元素による汚染の除去 (規則第26条第1項第3号)			放射性同位元素による汚染の除去をしていること 〔ただし、事業所等を譲り渡す場合であって、廃止措置に係るすべての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として許可使用者又は許可廃棄業者に譲渡する場合は汚染の除去は不要（規則第26条第1項第3号ただし書）〕
放射性汚染物 (規則第26条第1項第5号)	発生	種類及び数量	
	譲渡	種類、数量、その年月日及び相手方の氏名又は名称 〔譲渡の相手方は、許可使用者（上記の汚染の除去の右欄に記載したただし書の場合に、事業所等を譲り受ける者に限る）又は許可廃棄業者であること〕	
	廃棄	種類、数量、その年月日、方法及び場所並びに廃棄の基準等（法第19条）を遵守していること。	

【本件立入検査対象事項に関する留意事項】

- 規則第26条第1項第3号ただし書に該当するものの一例

許可取消使用者等が、許可使用者又は許可廃棄業者に廃止に係る事業所等の全部を譲渡する事業譲渡（会社法第467条第1項

第1号)を行う場合がこれに該当するものの一例である。全部を譲渡する事業譲渡とは、一定の事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部を譲渡し、これにより譲渡人が営んでいた事業的活動の全部を譲受人に受け継がせるものをいう。

- ② 測定義務及び測定結果の記録義務に係る立入検査対象事項（規則第26条第1項第6号）（対象者：販売廃止等業者、賃貸廃止等業者及び表示付認証機器廃止等使用者を除く許可取消使用者等）

イ 測定義務に係る立入検査対象事項

廃止措置中の測定も、基本的には、廃止措置開始以前に義務付けられていた測定の規定（規則第20条第1項から第3項）に従うとされているため（規則第26条第1項第6号）、廃止措置中の測定義務に係る立入検査事項は、第4章第2節に示した立入検査事項にならうものとする。廃止措置に固有の定めが置かれている規則第20条第1項の一部の事項については、それぞれの事項につき所定の時期に測定が行われていることを確認する。

測定すべき事項	測定を行う時期	
1) 放射線障害のおそれのある場所について 〔規則第20条第1項（ただし、同項第4号イ～ハは除く。）〕	放射線の量	放射性同位元素による汚染の除去（規則第26条第1項第3号）の前及び後に行う。
	汚染の状況	a 下記 b の測定以外 放射性同位元素による汚染の除去（規則第26条第1項第3号）の前及び後に行う。 b 規則第20条第1項第4号ニの測定 排気・排水の都度（連続して排気・排水する場合は連続して）行う。
2) 施設に立ち入った者について（規則第20条第2項及び第3項）	放射線の量	規則第20条第2項の規定に従う。
	汚染の状況	規則第20条第3項の規定に従う。

□ 測定結果の記録義務に係る立入検査対象事項

上記イの測定の結果を記録していることを確認する。

- ③ 記帳義務に係る立入検査対象事項（規則第26条第1項第7号）（対象者：表示付認証機器廃止等使用者を除く許可取消使用者等）
- イ 廃止日等において帳簿を閉鎖し（規則第24条第2項）、廃止措置に係る帳簿が別途作成されていることを確認する（閉鎖前と閉鎖後の帳簿が区別できるようになっていれば良く、その方法は特に問わない。）。
 - ロ 廃止日等に帳簿を閉鎖した時点における放射性同位元素及び放射性汚染物の在庫が、新規に作成した廃止措置に係る帳簿に正確に引き継がれていることを確認する。
 - ハ 規則第26条第1項第7号の定める所定の事項（下記参照）が記帳されていることを確認する。

			帳簿に記載すべき事項
放射性同位元素	所有するもの	輸出譲渡	種類、数量、その年月日、相手方の氏名又は名称 (規則第26条第1項第7号イ)
		廃棄	種類、数量、その年月日、方法、場所（規則第26条第1項第7号ロ）
	借り受けてい るもの	輸出返還	種類、数量、その年月日、相手方の氏名又は名称 (規則第26条第1項第7号ハ)
放射性汚染物	発生		種類、数量（規則第26条第1項第7号ニ）
		譲渡	種類、数量、その年月日、相手方の氏名又は名称 (規則第26条第1項第7号ホ)
	廃棄		種類、数量、その年月日、方法、場所 (規則第26条第1項第7号ヘ)

二 廃止措置中における放射性同位元素、汚染の除去及び放射性汚染物の実際の管理状況が帳簿上の記載と合致することを確認する（これらの事実の確認は、上記①の確認をする中で行う。）。

- ④ 廃止日等における使用者等の区分に応じた所定の資格を有する者又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者に廃止措置の監督をさせることに係る立入検査対象事項（規則第26条第1項第8号）（対象者：表示付認証機器廃止等使用者を除く許可取消使用者等）

下記に示す廃止日等における使用者等の区分に応じ、所定の資格を有する者（下記a若しくはb）又はそれと同等以上の知識及び経験を有する者（下記c）に廃止措置の監督を行わせていることを確認

する。

廃止措置の監督をする者 (廃止日等において下記 a 若しくは b のいずれかに掲げる者又は c に掲げる者)			
廃止日等における使用者等の区分	a 主任者免状の種類	b 医師、歯科医師又は薬剤師	c その他
1) 特定許可使用者	第1種主任者免状を有する者	利用形態に応じて、以下の者 ● 放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又は歯科医師	左記 a 欄及び b 欄に掲げる者と同等以上の知識・経験を有する者
2) 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者		● 放射性同位元素又は放射線発生装置を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
3) 許可廃棄業者			
4) 上記 1) 及び 2) 以外の許可使用者	第1種主任者免状又は第2種主任者免状を有する者	第2条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造所において使用をするときは薬剤師	
5) 届出使用者	第1種主任者免状		
6) 届出販売業者	第2種主任者免状		
7) 届出賃貸業者	第3種主任者免状を有する者		

- ⑤ 測定の記録（規則第20条第4項第2号～第5号の2に定める被ばく及び汚染の記録）及び健康診断の記録（規則第22条第2項第1号に定める記録）の原子力規制委員会が指定する機関等への引渡しに係る立入検査対象事項（規則第26条第1項第9号）（対象者：販売廃止等業者、賃貸廃止等業者及び表示付認証機器廃止等使用者を除く許可取消使用者等）

下記のイ又はロにより記録の引渡し等を行うとしていることを確認する。

- イ 下記口以外の場合は、これらの記録を、原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡す（規則第26条第1項第9号本文）。
 - 廃止届（法第27条第1項）に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄事業者としてこれらの記録を保存する（規則第26条第1項第9号ただし書）。
- ⑥ 廃止措置を廃止措置計画の計画期間内に実施していることに係る立入検査対象事項（規則第26条第3項）（対象者：すべての許可取消使用者等）
 許可取消使用者等が、その区分に応じ、実施すべき廃止措置を届け出た廃止措置計画の期間内に実施していることを確認する。

（2）検査手法

- ① 放射性同位元素の輸出、譲渡、廃棄及び返還、放射性同位元素による汚染の除去並びに放射性汚染物の発生、譲渡及び廃棄の状況（上記（1）①）
 - イ 表示付認証機器廃止等使用者を除く許可取消使用者等の場合
 許可取消使用者等が行っている廃止措置の内容（上記（1）①の「確認すべき事項」の欄に記載した事項）について、規則第26条第1項第7号に基づく帳簿の記載内容との照合、現場確認又は関係者への聴取により確認する。
 - 表示付認証機器廃止等使用者の場合
 表示付認証機器廃止等使用者については、規則第26条第1項第7号に基づく帳簿の記載の義務は課されていない。このため、自主的に記録したものがある場合にはその記録の内容の確認により、あるいは、現場確認又は関係者への聴取により、廃止措置の内容（上記（1）①の「確認すべき事項」の欄に記載した事項）を確認する。
- ② 測定及び測定結果の記録（上記（1）②）
 廃止措置中の測定も、基本的には、廃止措置開始前に義務付けられていた測定の規定に従うとされているため（規則第26条第1項第6号）、廃止措置中の測定義務に係る検査手法は、第4章第2節に示した検査手法にならうものとする。廃止措置に固有の定めが置かれている規則第20条第1項の一部の事項については、許可取消使用者等（販売廃止等業者、賃貸廃止等業者及び表示付認証機器廃止等使用者を除く。）の行った測定結果の記録を確認することにより、それぞれの事項につき、上記（1）②イの「測定を行う時期」の欄

に記載された時期に測定が行われていることを確認する。

③ 記帳（上記（1）③）

許可取消使用者等（表示付認証機器廃止等使用者を除く。）が、廃止日等において閉鎖した帳簿と、新規に作成した廃止措置に係る帳簿を確認し、上記（1）③イ、ロ及びハの事実を確認する。

上記（1）③ニの事実については、上記①イの確認と併せて行う。

④ 所定の資格者等による廃止措置の監督（上記（1）④）

イ 許可取消使用者等（表示付認証機器廃止等使用者を除く）の廃止措置の監督を行っている者が、上記（1）④a欄又はb欄に掲げる者である場合

検査前に確認しておいた放射線取扱主任者の選任届の記載などから、廃止措置の監督を行っている者が、廃止日等において放射線取扱主任者に選任されていた者であることを確認する。

ロ 許可取消使用者等（表示付認証機器廃止等使用者を除く）の廃止措置の監督を行っている者が、上記イ以外の者である場合

廃止措置の監督を行っている者本人又は関係者から監督者が放射線障害防止に係る業務に従事した経験年数や職務歴等を聴取し、監督者の知識・経験が廃止日等において選任されていた放射線取扱主任者のそれと同等以上のものであることを確認する。

⑤ 測定の記録（被ばく及び汚染の記録）及び健康診断の記録の指定機関への引渡し等（上記（1）⑤）

イ 記録を公益財団法人放射線影響協会に引き渡す場合（規則第26条第1項第9号本文）

廃止届に係る許可取消使用者等（販売廃止等業者、賃貸廃止等業者及び表示付認証機器廃止等使用者を除く。）が、「引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として当該記録を保存する」場合以外においては、これらの記録を公益財団法人放射線影響協会に引き渡すこととなっていることについて、これを示す書面又は廃止措置の監督をする者（規則第26条第1項第8号）その他の関係者への聴取などによって確認する。

ロ 記録を公益財団法人放射線影響協会に引き渡さない場合（規則第26条第1項第9号ただし書）

検査の前に、廃止届をした許可取消使用者等（販売廃止等業者、賃貸廃止等業者及び表示付認証機器廃止等使用者を除く。）が取得している他の事業所等に係る許可又は届出があることを確認しておく。検査においては、引き続き記録が保存されることとな

っていることを示す書面の確認又は廃止措置の監督をする者（規則第26条第1項第8号）その他の関係者への聴取を行う。これらを通じ、主体に係る事実関係（下記a及びb）を把握の上、当該廃止届に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄事業者として記録を保存することとなっていることを確認する。

a 廃止届に係る者と、引き続き記録を保存する者が、法的に同一の主体であること

法的な人格の同一性が認められないケースの例としては、自然人である個人病院の許可使用者が、新たに医療法人の設立を図り、使用の許可を得た上で、個人病院としての使用を廃止して、同新設医療法人において使用を続ける場合がある。この場合、法的な人格の同一性が失われ、規則第26条第1項第9号ただし書の定める「届出に係る者が、引き続き許可届出使用者又は許可廃棄業者として」の要件を欠くこととなるため、同号ただし書の適用はなく、同号本文が適用され、上記イのとおり指定機関への引き渡しを要することとなる。

b 廃止届に係る者が、廃止届に係る事業所等以外の事業所等について、許可届出使用者又は許可廃棄業者の地位を有していること

⑥ 廃止措置計画の期間中に廃止措置を実施する義務（上記（1）⑥）

上記①～⑤の検査手法を通じて廃止措置の進捗状況を把握し、許可取消使用者等の行う廃止措置のすべてが、届け出られた廃止措置計画に記載された計画期間中に行われていることを確認する。

3. 廃止措置計画の変更（法第28条第3項）に係る立入検査対象事項及び検査手法等

（1）廃止措置計画の変更（法第28条第3項）に係る立入検査対象事項

許可取消使用者等が、廃止措置計画を変更しようとする際に、あらかじめ別記様式第35の廃止措置計画変更届に変更後の廃止措置計画を添えて届け出ていることを確認する。

（2）検査手法

廃止措置計画変更届の「変更年月日」欄の記載、廃止措置に係る帳簿の記載を確認することのほか、廃止措置の監督を行う者その他の関係者に聴取することなどにより、廃止措置計画を実際に変更した日付を把握する。当該日付と、検査前に確認しておいた所定の廃止措置変更届の様式（別記様式第35）に添えて届け出られた変更後の廃止措置計画の日

付の先後を比べ、同変更届が所定の様式により、あらかじめ提出されている事実を確認する。

4. 廃止措置計画に従った廃止措置の実施（法第28条第4項）に係る立入検査対象事項及び検査手法等

（1）廃止措置計画に従った廃止措置の実施（法第28条第4項）に係る立入検査対象事項

下記の事項について、あらかじめ届け出られている廃止措置計画（変更届を行った場合は変更後のもの）に沿って廃止措置が実施されていることを確認する。これらの立入検査対象は、上記2.（1）に記載した廃止措置の実施に係る立入検査対象事項と実質的に同じである。

- ① 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
- ② 放射性同位元素による汚染の除去の方法
- ③ 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法
- ④ 汚染の広がりの防止その他の放射線障害防止に関し講ずる措置
- ⑤ 計画期間

（2）検査手法

上記2.（2）の廃止措置の実施に係る検査手法を通じて実施されている廃止措置の状況を把握し、その内容が、廃止措置計画（変更届を行った場合は変更後のもの）に沿ったものとなっていることを確認する。

5. 「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（法第28条第5項）に係る立入検査対象事項及び検査手法等

（1）「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（法第28条第5項）に係る立入検査対象事項

- ① 廃止措置を実施中の許可取消使用者等の今後の廃止措置終了の報告書の作成に向けた準備状況又は見通し等を確認する場合

廃止措置の多くの事案では、廃止措置計画に記載された措置が適切に行われたことの確認は、立入検査によらず、廃止措置が終了したときに遅滞なく行われる報告（法第28条第5項）の内容を確認することで足りる。これらの事案にあっては、事業所等の規模が小さく、その措置内容も簡素で廃止措置の計画期間も短いためである。

よって、下記②に例示したような特段の事情がない場合において、同報告に係る確認を目的とした立入検査を行う必要が生じるのは、規模の大きい許可取消使用者等の事業所等が比較的長期にわたる廃止措置計画を届け出ており、当該計画期間の終期に近づいている場

合などに限られるのが一般的である。このような場合においては、上記2.～4.の検査手法を通じて確認した廃止措置の状況を踏まえ、許可取消使用者等の今後の同報告書の作成に向けた準備状況や見通し等を確認することが主な立入検査対象事項となる。

なお、許可取消使用者等が法第28条第7項の規定により使用者等とみなされて法第43条の2に基づく立入検査を受けるのは、法第28条第1項の規定により講ずべき措置、すなわち廃止措置が完了するまでの間とされている。

- ② 廃止措置終了の報告が行われた後に、特段の事情等により、同報告の内容又は廃止措置が完了したか否かについて事実確認をする状況を生じた場合

ごくまれに、廃止措置計画に記載した措置を終了した旨の報告が行われても、その後、同報告の内容について誤記載又は放射性同位元素による汚染が発見されるなどして、廃止措置が完了していない又はそのおそれが高いものと判断せざるを得ない状況に至る場合があり得る。このような極めて例外的な場合においては、許可取消使用者等が同報告を行った後であっても、廃止措置を完了したとは言えないことから、法第28条第7項の規定により法第43条の2が適用され、現に廃止措置を完了しているのか否かにつき直接的に事実確認することを目的とした立入検査を行うことがある。このような場合においては、立入検査により把握した廃止措置の実施状況に関する事実関係と、同報告書（同報告書に添付すべき写しを含む。）の内容の間に齟齬がないかを把握することにより、現に廃止措置が完了しているのか否かを確認し、完了していないとみられる場合には当該部分を特定することが主な立入検査事項になる。

法第28条第5項に基づく許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告について確認すべき事項			
「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」に添付すべき写し		様式	提出部数
1) 下記2)及び3)のいずれにも該当しない許可取消使用者等	a 所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄したことを証明する書面 b 借り受けている放射性同位元素を輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄したことを証明する書面	別記様式第36	正本1通副本2通(規則第26条第9項本文)

許可取消使用者等		<p>業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に返還したことを証明する書面</p> <p>c 放射性同位元素による汚染を除去したことを証明する書面(ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲渡する場合であって、廃止措置に係るすべての放射性同位元素等又は放射線施設等を一体として譲渡する場合は不要)</p> <p>d 放射性汚染物を許可使用者(上記cただし書の場合に事業所等を譲り受けたる者に限る。)若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄したことを証明する書面</p> <p>e 廃止措置に係る帳簿(規則第26条第1項第7号の帳簿、ただし同号トに係る部分は除く)</p> <p>f 廃止日等が属する年度の法第25条第4項の帳簿のうち放射性同位元素等の保管、保管廃棄及び賃貸に係るもの(ただし、密封された放射性同位元素のみを使用していた許可取消使用者等で、許可証又は届出に記載されたすべての密封された放射性同位元素を廃止日等において所有し、又は所持していた者については不要)</p> <p>(規則第26条第6項各号)</p>	
	2) 販売廃止等業者、賃貸廃止等業者	上記a、b、d、e及びf (規則第26条第6項ただし書)	同上 同上
	3) 表示付認証機器廃止等使用者	上記a及びb (規則第26条の2第4項)	同上 1通 (規則第26条の2第5項)

(2) 検査手法

① 上記（1）①の場合

上記2.～4.の検査手法を通じて確認した廃止措置の実施状況を踏まえ、廃止措置が終局的な段階を迎えた許可取消使用者等が、これから作成すべき「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（同報告書に添付すべき写しを含む。）の準備状況やその作成の見通しに関する事項について、例えば、廃止措置の監督を行っている者その他の関係者に聴取を行うなどにより把握する。

② 上記（1）②の場合

上記2.～4.の検査手法を通じて確認した廃止措置の実施状況に関する事実関係と、許可取消使用者等が報告した「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（同報告書に添付すべき写しを含む。）の内容を照合し、両者の間に齟齬がないかを把握することにより現に廃止措置が完了しているか否かを確認し、廃止措置が完了していないとみられる場合には当該部分を特定する。

【廃止措置計画に記載した措置の実施の確認に係る通知】

立入検査及び法第28条第5項に基づく「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（同報告書に添付すべき写しを含む。）の内容の確認により、廃止措置計画に記載された措置が行われたことを確認した場合には、「廃止措置計画に記載した措置の実施の確認に係る通知」（様式第〇号）を許可取消使用者等に対して発出するものとする。

上記（1）①にも述べたとおり、廃止措置計画に記載された措置が行われたことの確認は、立入検査を経ることなく、同報告書の書面により確認されることも多いが、そのような場合にあっても、同様式〔ただし、同様式の（及び令和〇年〇月〇日に実施した立入検査）の部分は削除したもの。〕を活用し、許可取消使用者等に対し、廃止措置計画に記載された措置の実施の確認に係る通知を発出するものとする。

なお、本通知の発出後であっても、上記（1）②に述べたような状況を生じた場合は、当該許可取消使用者等に対し、法第28条第7項の規定により立入検査を行うことがある。

6. 廃止措置実施中の許可取消使用者等に係るその他の立入検査対象事項及び検査手法等

（1）廃止措置実施中の許可取消使用者等に係るその他の立入検査対象事項

法第28条第7項の規定により許可取消使用者等に課された上記I.5.（1）などの各義務・責務が履行されていることを確認する。

（2）検査手法

これらの義務は、いずれも許可取消使用者等になる前の使用者等に課されていた義務と同じものであるため、その検査手法は、使用者等に対して用いる検査手法に準じるものとする。

様式第〇号（法第28条関係）

廃止措置計画に記載した措置の実施の確認に係る通知

年 月 日

住 所
氏名又は名称（代表者氏名を含む。） ○○殿

原子力規制庁 放射線規制部門
氏 名 ○ ○ ○ ○

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第28条第1項に基づく廃止措置について、貴殿が同条第5項の規定に基づき報告した令和×年×月×日付「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」（及び令和〇年〇月〇日に実施した立入検査）により、令和△年△月△日付で届け出られた同条第2項に規定に基づく廃止措置計画（令和〇年〇月〇日付で同条第3項に基づき届け出られた廃止措置計画の変更を含む。）に記載された措置が行われたことを確認しましたので通知します。